

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年4月10日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼業務執行役員 クリスチャン・ゲジンスキ
(Kristian Gesinski, Director and Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小林 穰

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 横田 貴弘
同 大栢 健太郎
同 下平 玲子

【連絡場所】 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1796

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド
(Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】

Aコース証券100億米ドル(約1兆5,067億円)を上限とします。

Bコース証券100億米ドル(約1兆5,067億円)を上限とします。

Cコース証券100億豪ドル(約9,788億円)を上限とします。

Dコース証券100億豪ドル(約9,788億円)を上限とします。

Eコース証券100億ユーロ(約1兆6,325億円)を上限とします。

Fコース証券100億ユーロ(約1兆6,325億円)を上限とします。

Gコース証券100億ニュージーランドドル(以下「NZドル」といいます。)(約9,176億円)を上限とします。

Hコース証券100億NZドル(約9,176億円)を上限とします。

(注) 外貨の円貨換算は、特に記載のない限り、2024年2月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル = 150.67円、1豪ドル = 97.88円、1ユーロ = 163.25円、1NZドル = 91.76円)によります。以下、外貨の金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことにより、2024年1月10日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加または更新するため、また、発行価額の総額の円貨換算額を更新、信託金の限度額に関する情報を追加、管理会社の資本金に関する情報を更新、投資リスクの税制に関する情報および参考情報を更新、投資信託制度の概要に関する情報を更新および目論見書の記載事項に関する情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に追加または更新されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (1) 投資状況	1 ファンドの運用状況 (1) 投資状況	更新
(3) 運用実績	(2) 運用実績	追加または更新
(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績	追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表	3 ファンドの経理状況	追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) 資本金の額	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況	5 管理会社の経理の概況	更新
5 その他 (4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況 (3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(Global Funds Management S.A.)(以下「管理会社」といいます。)により管理されるノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド(Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund)(以下「ファンド」といいます。)の運用状況は以下のとおりです。

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(2024年2月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
普通株式	日本	16,838,007,230	89.58
小計		16,838,007,230	89.58
現金、預金およびその他の資産 (負債控除後)		1,958,575,991	10.42
合計(純資産総額)		18,796,583,221	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 外貨の円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2024年2月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=150.67円、1豪ドル=97.88円、1ユーロ=163.25円、1ニュージーランドドル(以下「NZドル」といいます。)=91.76円)によります。以下、外貨の円金額表示はすべてこれによります。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(2) 運用実績

純資産の推移

2023年3月1日から2024年2月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口当りの純資産価格の推移は次のとおりです。

Aコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2023年3月末日	13,267,919	1,999,077,356	12.20	1,838
4月末日	13,912,645	2,096,218,222	12.52	1,886
5月末日	14,636,962	2,205,351,065	13.06	1,968
6月末日	16,606,900	2,502,161,623	14.11	2,126
7月末日	16,602,213	2,501,455,433	14.06	2,118
8月末日	16,518,755	2,488,880,816	14.32	2,158
9月末日	15,358,872	2,314,121,244	14.53	2,189
10月末日	15,049,410	2,267,494,605	14.11	2,126
11月末日	16,207,210	2,441,940,331	14.76	2,224
12月末日	16,414,147	2,473,119,528	14.62	2,203
2024年1月末日	17,034,315	2,566,560,241	15.19	2,289
2月末日	17,668,413	2,662,099,787	15.78	2,378

Bコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2023年3月末日	26,913,052	4,054,989,545	14.82	2,233
4月末日	27,276,364	4,109,729,764	15.28	2,302
5月末日	28,706,026	4,325,136,937	16.02	2,414
6月末日	32,001,072	4,821,601,518	17.40	2,622
7月末日	33,308,718	5,018,624,541	17.69	2,665
8月末日	33,828,616	5,096,957,573	18.11	2,729
9月末日	37,170,691	5,600,508,013	18.48	2,784
10月末日	35,323,833	5,322,241,918	18.03	2,717
11月末日	38,704,558	5,831,615,754	18.95	2,855
12月末日	38,566,775	5,810,855,989	18.88	2,845
2024年1月末日	40,286,864	6,070,021,799	20.33	3,063
2月末日	41,233,128	6,212,595,396	21.22	3,197

Cコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2023年3月末日	40,830,346	3,996,474,266	11.69	1,144
4月末日	41,602,844	4,072,086,371	12.00	1,175
5月末日	42,906,645	4,199,702,413	12.54	1,227
6月末日	45,682,594	4,471,412,301	13.53	1,324
7月末日	45,506,932	4,454,218,504	13.51	1,322
8月末日	46,141,797	4,516,359,090	13.76	1,347
9月末日	46,689,182	4,569,937,134	13.98	1,368
10月末日	45,213,005	4,425,448,929	13.56	1,327
11月末日	46,953,845	4,595,842,349	14.16	1,386
12月末日	46,109,605	4,513,208,137	14.02	1,372
2024年1月末日	48,181,148	4,715,970,766	14.67	1,436
2月末日	49,800,753	4,874,497,704	15.22	1,490

Dコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2023年3月末日	20,098,728	1,967,263,497	16.03	1,569
4月末日	20,337,709	1,990,654,957	16.53	1,618
5月末日	21,203,174	2,075,366,671	17.34	1,697
6月末日	22,859,970	2,237,533,864	18.78	1,838
7月末日	23,003,194	2,251,552,629	19.07	1,867
8月末日	23,223,540	2,273,120,095	19.49	1,908
9月末日	23,573,373	2,307,361,749	19.89	1,947
10月末日	23,166,285	2,267,515,976	19.38	1,897
11月末日	24,035,620	2,352,606,486	20.33	1,990
12月末日	23,814,384	2,330,951,906	20.21	1,978
2024年1月末日	25,631,854	2,508,845,870	21.83	2,137
2月末日	26,454,348	2,589,351,582	22.74	2,226

E コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	ユーロ	円	ユーロ	円
2023年3月末日	1,093,895	178,578,359	11.80	1,926
4月末日	1,120,917	182,989,700	12.10	1,975
5月末日	1,172,595	191,426,134	12.65	2,065
6月末日	1,262,944	206,175,608	13.66	2,230
7月末日	1,258,860	205,508,895	13.61	2,222
8月末日	1,282,256	209,328,292	13.87	2,264
9月末日	1,283,460	209,524,845	14.11	2,303
10月末日	1,245,174	203,274,656	13.69	2,235
11月末日	1,300,593	212,321,807	14.28	2,331
12月末日	1,291,857	210,895,655	14.15	2,310
2024年1月末日	1,348,381	220,123,198	14.77	2,411
2月末日	1,384,897	226,084,435	15.34	2,504

F コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	ユーロ	円	ユーロ	円
2023年3月末日	670,413	109,444,922	12.92	2,109
4月末日	670,095	109,393,009	13.28	2,168
5月末日	646,118	105,478,764	13.94	2,276
6月末日	696,499	113,703,462	15.10	2,465
7月末日	701,370	114,498,653	15.30	2,498
8月末日	666,991	108,886,281	15.64	2,553
9月末日	681,038	111,179,454	15.97	2,607
10月末日	646,791	105,588,631	15.55	2,539
11月末日	691,888	112,950,716	16.28	2,658
12月末日	705,720	115,208,790	16.20	2,645
2024年1月末日	743,124	121,314,993	17.46	2,850
2月末日	781,774	127,624,606	18.21	2,973

G コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	NZドル	円	NZドル	円
2023年3月末日	14,003,152	1,284,929,228	11.77	1,080
4月末日	14,227,522	1,305,517,419	12.08	1,108
5月末日	14,643,731	1,343,708,757	12.64	1,160
6月末日	15,682,216	1,439,000,140	13.66	1,253
7月末日	15,430,778	1,415,928,189	13.63	1,251
8月末日	15,331,871	1,406,852,483	13.89	1,275
9月末日	15,404,526	1,413,519,306	14.12	1,296
10月末日	14,949,026	1,371,722,626	13.70	1,257
11月末日	15,285,497	1,402,597,205	14.31	1,313
12月末日	15,183,348	1,393,224,012	14.16	1,299
2024年1月末日	15,837,011	1,453,204,129	14.79	1,357
2月末日	16,419,807	1,506,681,490	15.35	1,409

Hコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	NZドル	円	NZドル	円
2023年3月末日	4,873,162	447,161,345	16.21	1,487
4月末日	5,039,553	462,429,383	16.72	1,534
5月末日	5,286,839	485,120,347	17.58	1,613
6月末日	5,710,444	523,990,341	19.09	1,752
7月末日	5,797,304	531,960,615	19.40	1,780
8月末日	5,937,050	544,783,708	19.87	1,823
9月末日	6,293,400	577,482,384	20.32	1,865
10月末日	6,181,582	567,221,964	19.82	1,819
11月末日	6,440,045	590,938,529	20.81	1,910
12月末日	6,408,335	588,028,820	20.70	1,899
2024年1月末日	6,923,621	635,311,463	22.37	2,053
2月末日	7,204,328	661,069,137	23.33	2,141

分配の推移

2024年2月末日までの1年間における分配の推移は次のとおりです。

(1口当り)

	Aコース証券		Bコース証券	
	米ドル	円	米ドル	円
2023年3月	0.06	9.04	-	-
4月	0.06	9.04	-	-
5月	0.06	9.04	-	-
6月	0.07	10.55	-	-
7月	0.47	70.81	0.24	36.16
8月	0.07	10.55	-	-
9月	0.08	12.05	-	-
10月	0.07	10.55	-	-
11月	0.07	10.55	-	-
12月	0.08	12.05	-	-
2024年1月	0.53	79.86	-	-
2月	0.08	12.05	-	-

(1口当り)

	Cコース証券		Dコース証券	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2023年3月	0.04	3.92	-	-
4月	0.05	4.89	-	-
5月	0.05	4.89	-	-
6月	0.05	4.89	-	-
7月	0.40	39.15	0.26	25.45
8月	0.06	5.87	-	-
9月	0.06	5.87	-	-
10月	0.06	5.87	-	-
11月	0.06	5.87	-	-
12月	0.06	5.87	-	-
2024年1月	0.45	44.05	-	-
2月	0.06	5.87	-	-

(1口当たり)

	Eコース証券		Fコース証券	
	ユーロ	円	ユーロ	円
2023年3月	0.03	4.90	-	-
4月	0.04	6.53	-	-
5月	0.04	6.53	-	-
6月	0.04	6.53	-	-
7月	0.41	66.93	0.21	34.28
8月	0.05	8.16	-	-
9月	0.05	8.16	-	-
10月	0.05	8.16	-	-
11月	0.05	8.16	-	-
12月	0.06	9.80	-	-
2024年1月	0.46	75.10	-	-
2月	0.06	9.80	-	-

(1口当たり)

	Gコース証券		Hコース証券	
	NZドル	円	NZドル	円
2023年3月	0.06	5.51	-	-
4月	0.06	5.51	-	-
5月	0.06	5.51	-	-
6月	0.07	6.42	-	-
7月	0.42	38.54	0.26	23.86
8月	0.07	6.42	-	-
9月	0.08	7.34	-	-
10月	0.08	7.34	-	-
11月	0.07	6.42	-	-
12月	0.08	7.34	-	-
2024年1月	0.48	44.04	-	-
2月	0.08	7.34	-	-

(1口当たり)

		設定来累計 (2024年2月末日現在)
Aコース証券	米ドル	5.83
Bコース証券	米ドル	2.27
Cコース証券	豪ドル	5.84
Dコース証券	豪ドル	2.44
Eコース証券	ユーロ	4.17
Fコース証券	ユーロ	2.12
Gコース証券	NZドル	6.36
Hコース証券	NZドル	2.42

収益率の推移

	期間	収益率（注）
Aコース証券	2023年3月1日～2024年2月末日	43.99%
Bコース証券		46.28%
Cコース証券		43.15%
Dコース証券		44.93%
Eコース証券		42.08%
Fコース証券		43.68%
Gコース証券		44.96%
Hコース証券		47.16%

（注）収益率（%）= $100 \times (a - b) / b$

a = 2024年2月末日現在の受益証券1口当り純資産価格 + 上記の期間の分配金の合計額

b = 2023年2月末日現在の受益証券1口当り純資産価格（分配落の額）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

	期間	収益率（注）
Aコース証券	2015年	11.57%
	2016年	0.09%
	2017年	20.32%
	2018年	-16.25%
	2019年	19.73%
	2020年	-2.49%
	2021年	14.02%
	2022年	4.85%
	2023年	36.78%
	2024年	12.11%
Bコース証券	2015年	11.56%
	2016年	-0.09%
	2017年	20.61%
	2018年	-16.96%
	2019年	20.00%
	2020年	-2.58%
	2021年	14.08%
	2022年	4.87%
	2023年	38.65%
	2024年	12.39%

Cコース証券	2015年	13.29%
	2016年	2.72%
	2017年	20.76%
	2018年	- 16.50%
	2019年	18.41%
	2020年	- 5.13%
	2021年	14.19%
	2022年	4.23%
	2023年	35.67%
	2024年	12.20%
Dコース証券	2015年	13.35%
	2016年	2.66%
	2017年	20.88%
	2018年	- 16.99%
	2019年	18.46%
	2020年	- 5.19%
	2021年	14.15%
	2022年	4.26%
	2023年	36.92%
	2024年	12.52%
Eコース証券	2015年	11.90%
	2016年	0.19%
	2017年	17.81%
	2018年	- 18.92%
	2019年	16.68%
	2020年	- 2.63%
	2021年	13.56%
	2022年	3.10%
	2023年	34.55%
	2024年	12.08%

Fコース証券	2015年	11.90%
	2016年	- 0.09%
	2017年	17.92%
	2018年	- 19.28%
	2019年	16.46%
	2020年	- 2.70%
	2021年	13.63%
	2022年	3.10%
	2023年	35.62%
	2024年	12.41%
Gコース証券	2015年	14.55%
	2016年	2.37%
	2017年	21.09%
	2018年	- 16.18%
	2019年	18.56%
	2020年	- 4.51%
	2021年	14.23%
	2022年	4.79%
	2023年	37.52%
	2024年	12.36%
Hコース証券	2015年	14.63%
	2016年	2.52%
	2017年	21.24%
	2018年	- 16.74%
	2019年	18.67%
	2020年	- 4.64%
	2021年	14.30%
	2022年	4.86%
	2023年	39.08%
	2024年	12.71%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末(2024年については2月末日)の1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

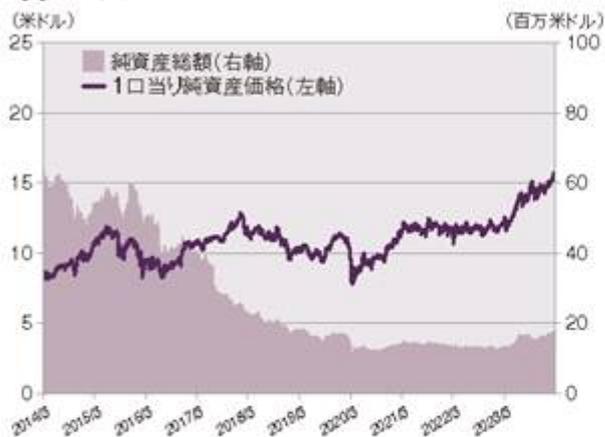
b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配落の額)

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2024年2月末日現在)

Aコース



Bコース



分配の推移

(単位:米ドル、1口当り、課税前)

Aコース

2023年 10月	0.07
2023年 11月	0.07
2023年 12月	0.08
2024年 1月	0.53
2024年 2月	0.08
直近1年累計	1.70
設定来累計	5.83

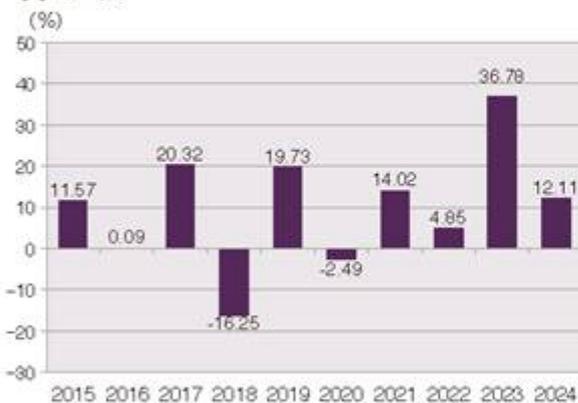
Bコース

2019年 7月	0.22
2020年 7月	0.20
2021年 7月	0.17
2022年 7月	0.22
2023年 7月	0.24
設定来累計	2.27

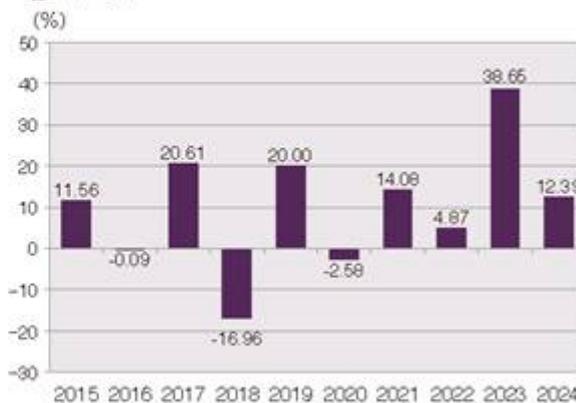
収益率の推移

(暦年ベース) ※2024年は2月末まで

Aコース



Bコース

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

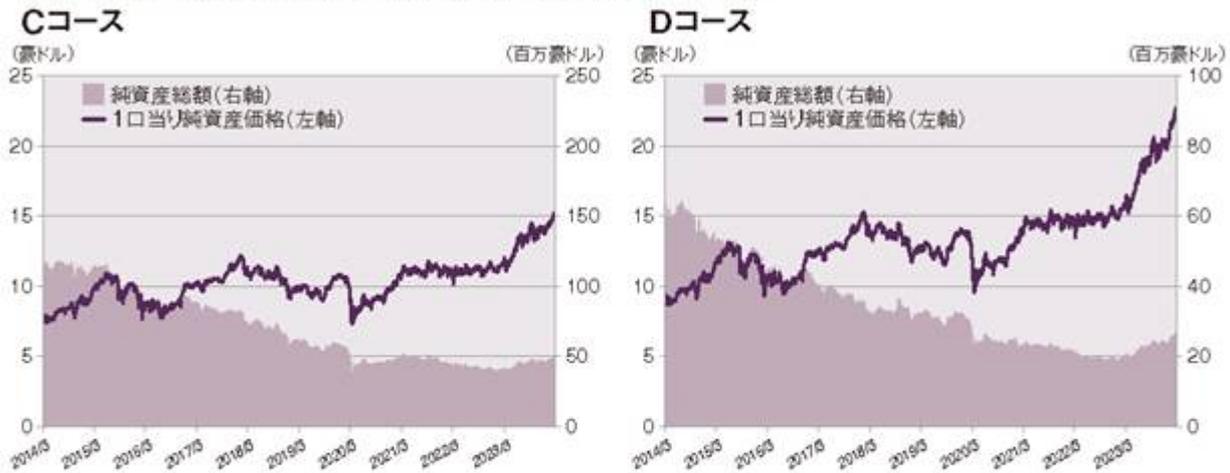
a = 暦年末の1口当り純資産価格 (当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格 (分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2024年2月末日現在)

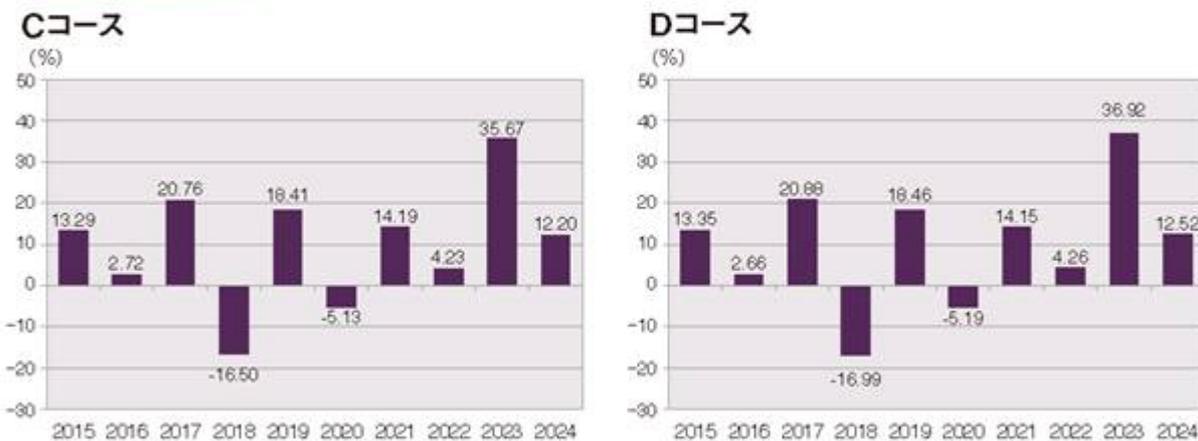


分配の推移 (単位:豪ドル、1口当り、課税前)

Cコース	
2023年 10月	0.06
2023年 11月	0.06
2023年 12月	0.06
2024年 1月	0.45
2024年 2月	0.06
直近1年累計	1.40
設定来累計	5.84

Dコース	
2019年 7月	0.25
2020年 7月	0.22
2021年 7月	0.19
2022年 7月	0.24
2023年 7月	0.26
設定来累計	2.44

収益率の推移 (暦年ベース)※2024年は2月末まで



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

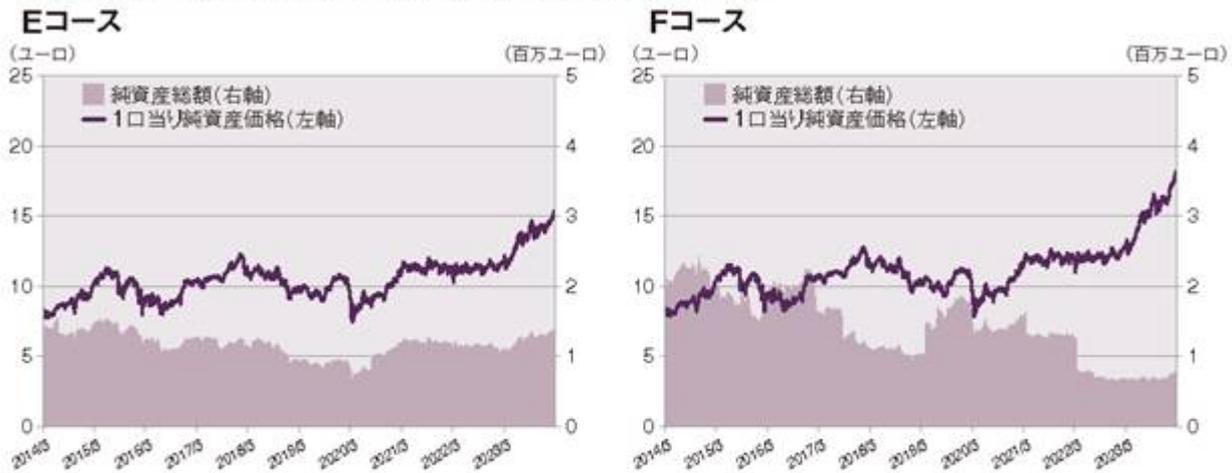
a = 暦年末の1口当り純資産価格 (当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格 (分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2024年2月末日現在)

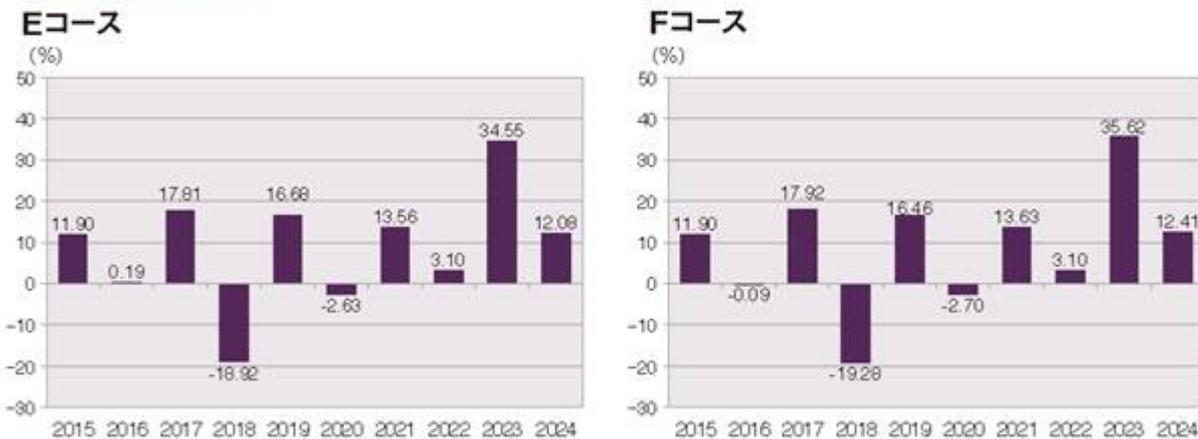


分配の推移 (単位:ユーロ、1口当り、課税前)

Eコース	
2023年 10月	0.05
2023年 11月	0.05
2023年 12月	0.06
2024年 1月	0.46
2024年 2月	0.06
直近1年累計	1.34
設定来累計	4.17

Fコース	
2019年 7月	0.20
2020年 7月	0.18
2021年 7月	0.16
2022年 7月	0.20
2023年 7月	0.21
設定来累計	2.12

収益率の推移 (暦年ベース)※2024年は2月末まで



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

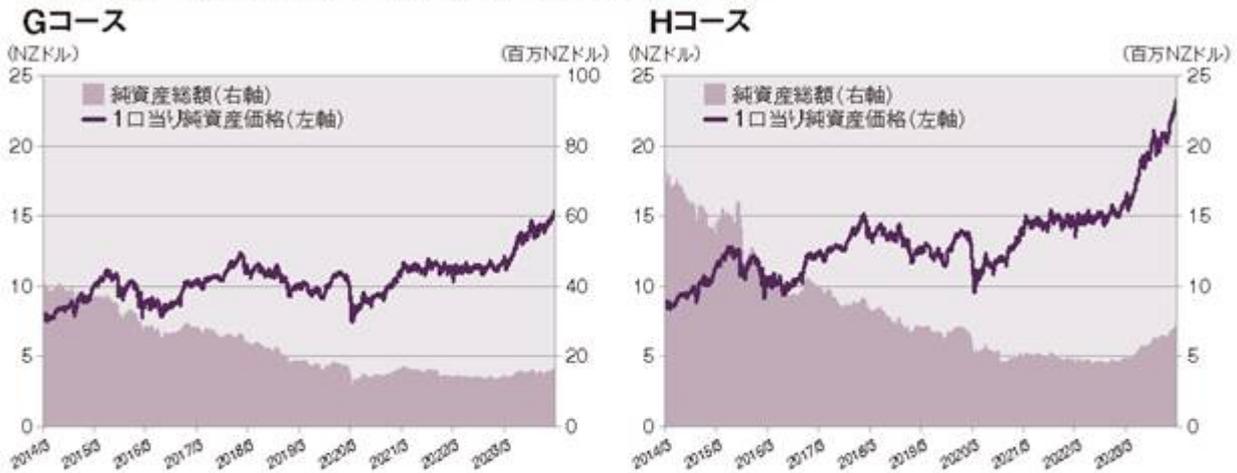
a = 暦年末の1口当り純資産価格 (当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格 (分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2024年2月末日現在)

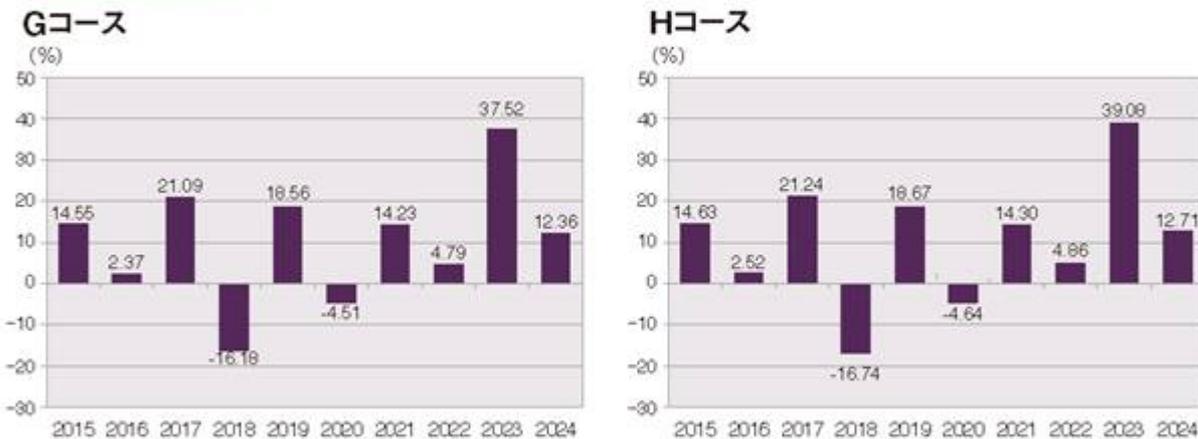


分配の推移 (単位:NZドル、1口当り、課税前)

Gコース	
2023年 10月	0.08
2023年 11月	0.07
2023年 12月	0.08
2024年 1月	0.48
2024年 2月	0.08
直近1年累計	1.61
設定来累計	6.36

Hコース	
2019年 7月	0.25
2020年 7月	0.22
2021年 7月	0.19
2022年 7月	0.24
2023年 7月	0.26
設定来累計	2.42

収益率の推移 (暦年ベース)※2024年は2月末まで



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格 (当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格 (分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

[次へ](#)

2 販売及び買戻しの実績

2024年2月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2024年2月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
Aコース証券	250,275 (250,275)	216,965 (216,965)	1,119,878 (1,119,878)
Bコース証券	623,507 (623,507)	519,580 (519,580)	1,942,898 (1,942,898)
Cコース証券	87,730 (87,730)	332,965 (332,965)	3,272,606 (3,272,606)
Dコース証券	40,313 (40,313)	139,605 (139,605)	1,163,460 (1,163,460)
Eコース証券	718 (718)	2,700 (2,700)	90,293 (90,293)
Fコース証券	2,540 (2,540)	11,498 (11,498)	42,932 (42,932)
Gコース証券	10,182 (10,182)	131,600 (131,600)	1,069,945 (1,069,945)
Hコース証券	14,900 (14,900)	8,043 (8,043)	308,757 (308,757)

(注) ()の数は本邦内における販売口数、買戻口数または発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

1. ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」といいます。)において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)の監査を受けていません。
3. ファンドの原文の中間財務書類は、日本円で表示されています。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

純資産計算書
2024年1月10日現在
(日本円で表示)

	注記	
資産		
投資有価証券 - 時価 (取得価額: 11,769,439,826円)	2	15,292,738,992
銀行預金		1,319,708,570
先物契約未実現利益	12	55,125,000
先渡為替契約未実現利益	11	255,235,716
デリバティブに係る未収証拠金		461,449,092
ブローカーに係る未収金		188,114,210
ファンド証券発行未収金		908,191
未収収益		32,388,033
資産合計		17,605,667,804
負債		
先渡為替契約未実現損失	11	210,601
銀行預金に係る支払利息		144,156
ファンド証券買戻未払金		7,042,529
未払費用	8	61,788,494
負債合計		69,185,780
純資産		17,536,482,024

以下のように受益証券によって表章される。

	1口当りの純資産価格	発行済受益証券数	純資産
Aコース証券(米ドル)	15.07	1,122,728	16,921,306
Bコース証券(米ドル)	19.46	2,042,153	39,735,408
Cコース証券(豪ドル)	14.46	3,289,176	47,564,172
Dコース証券(豪ドル)	20.85	1,178,452	24,569,363
Eコース証券(ユーロ)	14.58	91,293	1,331,484
Fコース証券(ユーロ)	16.70	43,552	727,368
Gコース証券(NZドル)	14.61	1,070,565	15,636,636
Hコース証券(NZドル)	21.36	309,532	6,611,985

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表
2024年1月10日に終了した期間

A コース証券	
期首現在発行済受益証券数	1,174,873
発行受益証券数	116,315
買戻受益証券数	(168,460)
期末現在発行済受益証券数	<u>1,122,728</u>
B コース証券	
期首現在発行済受益証券数	1,846,513
発行受益証券数	433,150
買戻受益証券数	(237,510)
期末現在発行済受益証券数	<u>2,042,153</u>
C コース証券	
期首現在発行済受益証券数	3,374,226
発行受益証券数	69,270
買戻受益証券数	(154,320)
期末現在発行済受益証券数	<u>3,289,176</u>
D コース証券	
期首現在発行済受益証券数	1,212,572
発行受益証券数	29,025
買戻受益証券数	(63,145)
期末現在発行済受益証券数	<u>1,178,452</u>
E コース証券	
期首現在発行済受益証券数	92,475
発行受益証券数	318
買戻受益証券数	(1,500)
期末現在発行済受益証券数	<u>91,293</u>
F コース証券	
期首現在発行済受益証券数	46,140
発行受益証券数	1,960
買戻受益証券数	(4,548)
期末現在発行済受益証券数	<u>43,552</u>
G コース証券	
期首現在発行済受益証券数	1,148,313
発行受益証券数	9,182
買戻受益証券数	(86,930)
期末現在発行済受益証券数	<u>1,070,565</u>

Hコース証券

期首現在発行済受益証券数	299,162
発行受益証券数	14,000
買戻受益証券数	(3,630)
期末現在発行済受益証券数	<u>309,532</u>

ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド

財務書類に対する注記

2024年1月10日現在

注1 - 組織

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託 (*fonds commun de placement*) としてルクセンブルグにおいて設定されたノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド(以下「ファンド」という。)は、譲渡性のある有価証券およびその他の資産からなる非法人の共有体であり、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて株式会社として設立されルクセンブルグ大公国エスペランジュに登記上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(以下「管理会社」という。)によって、その共同保有者(以下「受益者」という。)の利益のために管理運用される。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から区分されている。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法(改正済)(「2013年法」)の第1条第46項で定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国において設定され、投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)(「2010年法」)のパート 1の下で適格であり、2013年法の第1条第39項で定義されるオルタナティブ投資ファンドである。

管理会社は、ファンドのために、8種類のクラスの受益証券(以下それぞれを「コース証券」という。)を発行する。すなわち、

米ドル建てのAコース証券(分配型)(以下「Aコース証券」という。)、
米ドル建てのBコース証券(成長型)(以下「Bコース証券」という。)、
豪ドル建てのCコース証券(分配型)(以下「Cコース証券」という。)、
豪ドル建てのDコース証券(成長型)(以下「Dコース証券」という。)、
ユーロ建てのEコース証券(分配型)(以下「Eコース証券」という。)、
ユーロ建てのFコース証券(成長型)(以下「Fコース証券」という。)、
NZドル建てのGコース証券(分配型)(以下「Gコース証券」という。)、
NZドル建てのHコース証券(成長型)(以下「Hコース証券」という。)である。

全コース証券の全受益証券を、併せて「ファンド証券」という。

各コース証券に帰属する表示通貨以外の通貨建てのファンド資産は、日本円に対する各コース証券の表示通貨の為替変動について、可能な範囲でヘッジされる。

ファンドの存続期間は、当初2014年7月10日までの予定で設定されていたが、5年延長され2019年7月10日までに、さらに5年延長され2024年7月10日までに、またさらに5年延長され2029年7月10日までとなった。ただし、ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意により、いつでも、存続期間の終了前に償還することも、また存続期間を延長することもできる。

ファンドの投資目的は、主に日本株で構成され、積極的な運用が行われるポートフォリオのパフォーマンスを、米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの4つの異なる外貨で追求することである。

株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、ファンドは、上記の積極的なポートフォリオの運用を通じて、高水準のインカム・ゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンを追求を目指す。なお、ポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回るよう、銘柄の選定、投資比率の決定を行うことを基本とする。

ファンドは、参照インデックスとして東証株価指数(「TOPIX」)を用いる。ただし、各コース証券のパフォーマンスはそれぞれの表示通貨ベースで見た場合、参照インデックスのパフォーマンスと必ずしも一致するものではない。

通常の市場環境においては、ファンドはその純資産総額の少なくとも90%を日本株に分散投資し、一定の範囲内で、日本株の株価指数先物取引に投資する。上記の割合は一時的に、一定の状況(外国為替変動により生じた特別な状況等)において達成されない場合がある。

8つのコース証券の資産は、一つのプール(「共通ポートフォリオ」)で運用され、プール内の資産は、各々のコース証券の純資産総額に基づき各コースに帰属する。さらに、各々のコース証券は、当該コース証券の資産を当該表示通貨・日本円間の為替変動から保護するために、為替先渡取引を利用する。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値により評価される。有価証券が複数の証券取引所または市場に上場されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価される。
- (b) 証券取引所に上場されておらず、または規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- (c) 相場価格が入手できないか、または上記(a)および/もしくは(b)に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- (d) 株価指数先物は、取引が行われている規制ある市場における入手可能な取引最終値で評価される。
- (e) オープン・エンド型の投資信託の受益証券は、報告された直近の純資産価格で評価される。
- (f) 残存期間1年以内の短期金融商品は、()市場価格または()市場価格が入手できない場合または適切でない場合には、償却原価で評価される。

異常な事態により、かかる評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却された有価証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、財務書類は日本円で表示される。日本円以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の適用為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建てで行われた投資取引は、取引日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資有価証券の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資有価証券からの実現および未実現の損益(純額)に含まれる。

2024年1月10日現在の為替レートは以下のとおりである。

1円 = 0.01031豪ドル

1円 = 0.00632ユーロ

1円 = 0.01107NZドル

1円 = 0.00691米ドル

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して期末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するために先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。純資産計算書において、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。契約が終結する時、ファンドは開始時の価格と終結時の価格の差額に等しい実現損益を計上する。

注3 - 管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.03%に相当する日本円で支払われる管理報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注4 - 投資顧問報酬

投資顧問会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.50%に相当する日本円で支払われる資産運用に関する投資顧問報酬を、会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注5 - 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.50%に相当する日本円で支払われる報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注6 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社および発行会社代理人は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.09%に相当する日本円で支払われる管理事務代行報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注7 - 保管報酬

保管受託銀行および支払事務代行会社は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.03%に相当する日本円で支払われる保管報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。副保管受託銀行の報酬は、ファンドの資産から支払われる。

注8 - 未払費用

	（日本円）
投資顧問報酬	21,080,006
代行協会員報酬	21,064,185
管理事務代行報酬	3,791,988
保管報酬	1,264,898
管理報酬	1,264,849
海外登録費用	3,724,328
現金支出費	841,954
専門家報酬	6,371,806
年次税	2,384,480
未払費用	61,788,494

注9 - 分配

A、C、EおよびGコース証券：

これら各コース証券につき、管理会社は、毎月または随時、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能なファンドの他の資産からの分配を行うことができる。

管理会社は、毎月10日現在の受益者に対して、毎月安定的に分配を行う予定である。当日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配を行う。なお、1月と7月には各コース証券の純資産価格水準を勧告して追加的に分配を行う予定である。

B、D、FおよびHコース証券：

これら各コース証券につき、管理会社は、年1回または随時、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能なファンドの他の資産からの分配を行うことができる。

管理会社は、毎年7月10日現在の受益者に対して、分配を行う予定である。当日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配を行う。

分配後のファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された投資信託の最低額の日本円相当額を下回る場合には分配は行うことができない。

分配の行われる日から5年が経過しても請求がなされない場合、受益者は当該分配を受け取る権利を失い、分配金はファンド資産に組み込まれる。

2024年1月10日に終了した期間に、ファンドは総額552,595,761円を(取引日の実勢為替レートで該当するコースの通貨に換算して)、A、B、C、D、E、F、GおよびHコース証券の受益者に対し分配した。

注10 - 税金

ファンドは税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産額の年率0.05%の年次税(*taxe d'abonnement*)を四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者(ルクセンブルグに住所、登記された事務所もしくは恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人または法人を除く。)はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注11 - 先渡為替契約

2024年1月10日現在、ファンドは、以下の未決済先渡為替契約を有していた。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現(損)益 (日本円)
米ドル	26,042,922	日本円	3,666,195,939	2024年1月22日	96,176,420
豪ドル	35,595,906	日本円	3,366,769,249	2024年1月22日	81,327,224
米ドル	26,065,611	日本円	3,720,947,400	2024年2月8日	34,145,735
NZドル	10,629,043	日本円	929,887,765	2024年1月23日	28,724,800
豪ドル	35,170,686	日本円	3,394,208,068	2024年2月8日	5,044,297
NZドル	10,658,637	日本円	954,410,606	2024年2月8日	4,394,295
ユーロ	925,917	日本円	142,403,264	2024年1月22日	3,907,665
ユーロ	938,410	日本円	146,648,890	2024年2月8日	1,323,589
日本円	3,065,635	米ドル	21,197	2024年1月22日	3,344
日本円	1,388,668	豪ドル	14,320	2024年1月22日	1,521
日本円	2,576,623	NZドル	28,600	2024年1月23日	(2,755)
日本円	403,242	豪ドル	4,197	2024年1月22日	(3,312)
日本円	806,404	米ドル	5,724	2024年1月22日	(20,532)
日本円	1,893,267	豪ドル	19,880	2024年1月22日	(32,464)
日本円	1,949,439	豪ドル	20,595	2024年1月22日	(45,553)
日本円	5,619,926	豪ドル	58,493	2024年1月22日	(46,161)
日本円	3,414,548	豪ドル	35,854	2024年1月22日	(58,549)
米ドル	74,984	日本円	10,645,972	2024年1月22日	186,826
米ドル	1,475	日本円	213,007	2024年2月8日	(514)
豪ドル	7,160	日本円	694,334	2024年1月22日	(761)
					255,025,115

注12 - 先物契約

2024年1月10日現在、ファンドは、以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	契約数	銘柄	満期日	時価 (日本円)	未実現利益 (日本円)
<i>ロング・ポジション</i>					
日本円	63	TOPIX先物取引	2024年3月	1,541,610,000	55,125,000

1,541,610,000	55,125,000
	<u>55,125,000</u>

注13 - 税引後のファンドの当期実績

2024年1月10日に終了した期間の税引後のファンドの当期実績は、2,473,476,852円の利益であった。注9で開示されているとおり、ファンドは受益者に対して552,595,761円の分配を行った。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

投資株式明細表

投資有価証券明細表

2024年1月10日現在

(日本円で表示)

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券				
日本				
普通株式				
154,900	オリックス	319,830,174	427,601,450	2.45
94,200	大和ハウス工業	296,644,356	427,385,400	2.44
2,415,000	日本電信電話	159,074,220	427,213,500	2.44
117,700	東京海上ホールディングス	150,925,989	422,778,400	2.41
310,600	三菱UFJフィナンシャル・グループ	193,487,013	391,356,000	2.23
137,100	トヨタ自動車	191,698,730	376,339,500	2.15
241,500	本田技研工業	249,696,783	370,340,250	2.11
64,900	三井物産	158,440,892	356,690,400	2.03
63,600	信越化学工業	210,950,053	353,107,200	2.01
142,900	デンソー	271,118,716	322,525,300	1.84
12,500	東京エレクトロン	194,842,062	317,312,500	1.81
159,500	いすゞ自動車	251,689,484	309,111,000	1.76
49,600	伊藤忠商事	236,100,939	302,113,600	1.72
170,800	アステラス製薬	292,937,591	301,120,400	1.72
91,000	村田製作所	216,875,996	269,496,500	1.54
36,400	三井住友フィナンシャルグループ	156,150,577	259,313,600	1.48
60,900	キャノン	206,464,933	225,817,200	1.29
103,600	SUMCO	197,953,888	218,440,600	1.25
96,000	クボタ	211,009,382	208,560,000	1.19
24,500	NIPPON EXPRESS ホールディングス	182,756,613	207,319,000	1.18
30,200	TDK	143,510,785	204,091,600	1.16
46,600	三井化学	155,938,953	201,125,600	1.15
37,200	AGC	177,631,251	198,424,800	1.13
31,700	ブリヂストン	190,853,495	190,485,300	1.09
75,600	マブチモーター	152,161,567	182,763,000	1.04
215,000	出光興産	151,414,900	172,000,000	0.98
18,900	豊田通商	104,077,808	170,912,700	0.97
79,500	SGホールディングス	158,929,746	168,301,500	0.96
54,000	東京応化工業	142,720,019	167,616,000	0.96
123,400	カシオ計算機	177,757,836	152,892,600	0.87
44,200	ふくおかフィナンシャルグループ	143,829,516	150,412,600	0.86
8,600	ヒロセ電機	145,571,209	149,554,000	0.85
41,200	ニチレイ	121,987,627	148,361,200	0.85
70,300	三菱電機	101,320,583	143,763,500	0.82
130,900	中国電力	114,908,321	136,070,550	0.78
129,300	九州電力	118,472,238	135,829,650	0.77
11,300	SCREENホールディングス	59,309,540	133,961,500	0.76
86,600	アマダ	107,632,023	133,753,700	0.76
56,400	三菱商事	66,327,694	131,214,600	0.75
36,600	アイカ工業	121,965,718	128,283,000	0.73
119,600	四国電力	123,796,780	126,357,400	0.72
20,600	花王	127,144,962	122,817,200	0.70
104,400	リコー	110,846,684	120,164,400	0.69
55,300	積水化学工業	101,988,491	117,871,950	0.67

数量(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券(続き)				
日本(続き)				
普通株式(続き)				
12,900	東京精密	67,282,536	116,719,200	0.67
57,300	N O K	108,028,860	114,600,000	0.65
94,400	日清紡ホールディングス	104,150,542	111,156,000	0.63
43,000	住友倉庫	102,697,208	110,553,000	0.63
49,100	東京建物	83,330,191	109,051,100	0.62
19,700	アサヒグループホールディングス	85,645,417	107,345,300	0.61
27,600	小松製作所	65,738,725	106,260,000	0.61
101,800	千葉銀行	77,519,247	105,973,800	0.60
36,300	ナブテスコ	99,221,575	103,981,350	0.59
47,000	セイノーホールディングス	76,615,356	103,118,000	0.59
19,500	山九	101,485,937	103,077,000	0.59
34,900	横河ブリッジホールディングス	77,816,145	94,962,900	0.54
27,800	リンナイ	80,963,922	94,575,600	0.54
70,900	日本ゼオン	95,736,564	93,375,300	0.53
29,200	太陽ホールディングス	66,358,547	91,688,000	0.52
24,000	住友大阪セメント	91,292,770	90,816,000	0.52
46,400	I N P E X	52,458,738	90,526,400	0.52
41,900	サトーホールディングス	92,286,564	90,462,100	0.52
137,000	コンコルディア・フィナンシャル グループ	76,555,308	90,146,000	0.51
77,000	センコーグループホールディングス	69,494,537	88,935,000	0.51
20,800	住友金属鉱山	86,868,514	87,131,200	0.50
19,200	三井金属鉱業	59,275,065	85,171,200	0.49
32,900	デンカ	98,975,981	85,046,500	0.48
44,900	日本碍子	86,657,935	79,966,900	0.46
17,900	B I P R O G Y	43,601,518	79,565,500	0.45
39,100	日清製粉グループ本社	65,398,233	79,275,250	0.45
96,800	ニッスイ	64,015,916	76,878,560	0.44
43,500	ベルシステム24ホールディングス	63,917,675	76,342,500	0.44
12,400	スズキ	59,834,791	76,049,200	0.43
23,500	コムシスホールディングス	64,097,516	75,952,000	0.43
20,600	太陽誘電	81,301,889	75,828,600	0.43
12,400	コスモエネルギーホールディングス	45,647,938	75,317,600	0.43
25,900	A D E K A	67,113,468	74,773,300	0.43
100,900	りそなホールディングス	72,112,121	74,333,030	0.42
23,400	バンダイナムコホールディングス	58,693,351	69,556,500	0.40
24,200	ユー・エス・エス	53,343,398	69,393,500	0.40
15,200	サンドラッグ	54,935,062	69,327,200	0.40
21,600	大阪瓦斯	61,321,626	68,104,800	0.39
14,200	商船三井	49,054,970	67,876,000	0.39
13,000	阪和興業	57,400,897	66,690,000	0.38
18,800	因幡電機産業	48,117,553	64,954,000	0.37
24,000	森永製菓	54,183,245	63,972,000	0.36
49,800	大林組	48,715,884	63,694,200	0.36
21,600	マルハニチロ	60,294,383	61,473,600	0.35

数量(1)	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券(続き)				
日本(続き)				
普通株式(続き)				
10,100	大塚商会	47,405,242	60,670,700	0.35
106,200	王子ホールディングス	57,961,284	59,790,600	0.34
19,400	フジインコーポレーテッド	34,627,452	58,588,000	0.33
31,700	コーエーテクモホールディングス	75,661,201	56,029,750	0.32
10,500	ノエビアホールディングス	57,305,855	55,335,000	0.32
30,200	スター精密	41,928,928	53,423,800	0.30
21,900	ネットワンシステムズ	67,733,172	52,538,100	0.30
17,000	メイテックグループホールディングス	29,664,905	50,099,000	0.29
30,100	ピジョン	103,692,315	49,725,200	0.28
34,200	パナソニックホールディングス	34,488,185	48,393,000	0.28
21,000	三和ホールディングス	22,318,353	46,431,000	0.26
25,400	三機工業	31,188,602	46,355,000	0.26
11,200	J S R	32,797,069	45,416,000	0.26
13,600	双日	29,628,924	45,084,000	0.26
18,400	ブラザー工業	36,640,009	42,964,000	0.24
8,100	日本新薬	58,781,745	42,444,000	0.24
14,800	三井住友トラスト・ホールディングス	29,398,199	42,002,400	0.24
18,000	T & Dホールディングス	29,624,686	41,751,000	0.24
20,100	古河機械金属	39,235,430	39,275,400	0.22
12,400	稲畑産業	18,036,534	38,068,000	0.22
19,900	伊藤忠エネクス	19,364,172	32,775,300	0.19
1,300	光通信	16,692,184	32,331,000	0.18
12,500	鹿島建設	19,967,489	31,406,250	0.18
31,500	東急不動産ホールディングス	18,005,023	30,681,000	0.17
7,200	大日本印刷	19,689,929	30,333,600	0.17
4,000	住友ベークライト	17,004,508	29,868,000	0.17
23,840	三菱HCキャピタル	10,733,871	23,310,752	0.13
6,000	電通グループ	27,292,789	23,226,000	0.13
6,000	カナモト	16,337,325	17,058,000	0.10
6,800	東洋製罐グループホールディングス	10,043,868	16,207,800	0.09
6,400	TOYO TIRE	10,371,267	15,440,000	0.09
6,000	サカタインクス	8,602,294	8,340,000	0.05
		11,720,526,564	15,230,326,992	86.85
	日本合計	11,720,526,564	15,230,326,992	86.85
	公認の証券取引所への上場を認可された 譲渡性のある証券、合計	11,720,526,564	15,230,326,992	86.85

他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券

	日本			
普通株式				
74,300	五洋建設	48,913,262	62,412,000	0.36
		<u>48,913,262</u>	<u>62,412,000</u>	<u>0.36</u>
	日本合計	<u>48,913,262</u>	<u>62,412,000</u>	<u>0.36</u>
	他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券、合計	<u>48,913,262</u>	<u>62,412,000</u>	<u>0.36</u>
投資有価証券合計		<u>11,769,439,826</u>	<u>15,292,738,992</u>	<u>87.21</u>

(1)「数量」は、株式数を意味する。

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2024年1月10日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
日本	
情報技術	17.18
金融	15.68
素材	15.08
資本財・サービス	14.23
一般消費財・サービス	11.78
生活必需品	3.06
ヘルスケア	2.98
公益事業	2.85
電気通信サービス	2.44
エネルギー	1.93
	<hr/>
	87.21
	<hr/>
投資有価証券合計	87.21
	<hr/> <hr/>

株式以外の投資有価証券明細表

該当事項はありません。

投資不動産明細表

該当事項はありません。

その他投資資産明細表

該当事項はありません。

借入金明細表

該当事項はありません。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額(2024年2月末日現在)

資本金の額	375,000ユーロ(約6,122万円)
発行済株式総数	15株(1株25,000ユーロ(約408万円))

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社(ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の完全子会社です。)は1991年7月8日付公正証書(1991年8月16日に「メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」に公告)によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款は、ルクセンブルグの商業および法人登記所(同所にて、閲覧および写しの入手が可能)に預託されました。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、ルクセンブルグの商業および法人登記所に登録第B 37 359号として登録されています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- (a) 投資信託の運用に関する2010年12月17日法(改正済)(以下「2010年12月17日法」といいます。)の第101条第2項および別表に基づき、ルクセンブルグ国内外においてEU通達2009/65/EC(以下「UCITS通達」といいます。)に従い認可された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」といいます。)の管理を行うこと、およびUCITS通達に従う認可がされていないルクセンブルグ国内外における投資信託(以下「UCI」といいます。)の追加的管理を行うこと
- (b) オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUに規定される、ルクセンブルグ国内外で設立されたオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」といいます。)に関し、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法(改正済)(以下「2013年7月12日法」といいます。)の第5条第2項および別表Iに基づくAIFの資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと

管理会社は、以下の業務を提供しません。

- (1) 顧客毎の一任運用
- (2) 投資顧問業務
- (3) 投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務
- (4) 2013年7月12日法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年12月17日法および2013年7月12日法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

管理会社は、野村アセットマネジメント株式会社にファンドの運用を委託しています。管理会社は、2010年12月17日法および2013年7月12日法に基づくファンド資産の保管業務および保管受託銀行のその他の業務ならびにファンドの受益証券の純資産価格の計算およびその他の管理業務を、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に委託しています。

管理会社は、2024年2月末日現在以下の投資信託を管理・運用しています。すべてのファンドは、契約型オープン・エンド型です。管理投資信託財産額は約1.4兆円です。

(2024年2月末日現在)

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	クラス数	純資産額の合計 (通貨別)
ルクセンブルグ	MMF	2	5,037,215,948.77米ドル
		1	1,698,577,206.28豪ドル
		1	63,291,693.14カナダドル
		1	330,618,628.48NZドル
		1	42,337,640.33英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	14	763,792,205.17米ドル
		9	283,623,743.23ユーロ
		22	140,217,077,675円
		7	314,391,155.94豪ドル
		2	3,304,108.01カナダドル
		4	125,022,292.19NZドル
		2	2,190,147.57英ポンド
		1	22,653,327.96メキシコ・ペソ
1	1,253,780,149.13トルコ・リラ		
ケイマン諸島	その他のファンド	7	297,757,834.40米ドル
		2	118,041,891.59ユーロ
		3	195,927,119.61豪ドル
		3	63,039,322.67NZドル

(3) その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

1. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における承認された法定監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2024年2月29日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=163.25円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「貴社」という。）の2023年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2023年3月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの監査専門家に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理上の要件に準拠して、貴社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件に基づきその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化による可能性があるためである。
- ・貴社の内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は当報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならない。その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、貴社の継続性を終了させる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

アントワーヌ・ル・パール

2023年6月9日、ルクセンブルグ

Independent auditor's report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Management S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 March 2023, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2023, and of the results of its operations for the year then ended, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Antoine Le Bars

Luxembourg, 9 June 2023

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「貴社」という。）の2022年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2022年3月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの監査専門家に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理上の要件に準拠して、貴社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件に基づきその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化による可能性があるためである。
- ・貴社の内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は当報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならない。その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、貴社の継続性を終了させる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

アントワーヌ・ル・パール

2022年6月14日、ルクセンブルグ

Independent auditor's report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Management S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 March 2022, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2022, and of the results of its operations for the year then ended, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Antoine Le Bars

Luxembourg, 14 June 2022

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2023年3月31日現在

(ユーロで表示)

	注記	2023年3月31日		2022年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
a) 1年以内期限到来	3、10	497,573	81,229	558,448	91,167
銀行預金および手元現金	10	10,377,457	1,694,120	10,432,308	1,703,074
		<u>10,875,030</u>	<u>1,775,349</u>	<u>10,990,756</u>	<u>1,794,241</u>
前払費用		47,250	7,714		
その他資産	6	15,000	2,449		
資産合計		<u>10,937,280</u>	<u>1,785,511</u>	<u>10,990,756</u>	<u>1,794,241</u>

	注記	2023年3月31日		2022年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	4	375,000	61,219	375,000	61,219
準備金		1,492,500	243,651	1,607,500	262,424
1. 法定準備金	5	37,500	6,122	37,500	6,122
4. 公正価値準備金を含むその他準備金					
b) その他配当不可能準備金	5	1,455,000	237,529	1,570,000	256,303
繰越損益	5	8,159,385	1,332,020	7,639,968	1,247,225
当期損益		323,022	52,733	404,417	66,021
		<u>10,349,907</u>	<u>1,689,622</u>	<u>10,026,885</u>	<u>1,636,889</u>
債務					
買掛債務					
a) 1年以内期限到来	7	271,097	44,257	267,609	43,687
その他債務					
a) 税務当局	6	281,579	45,968	665,320	108,613
b) 社会保障当局		34,697	5,664	30,942	5,051

	587,373	95,889	963,871	157,352
資本金、準備金および負債合計	<u>10,937,280</u>	<u>1,785,511</u>	<u>10,990,756</u>	<u>1,794,241</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2023年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	注記	2023年		2022年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1から5. 総損益	8、10	1,610,356	262,891	1,715,251	280,015
6. 人件費		(1,146,953)	(187,240)	(1,105,448)	(180,464)
a) 給与および賃金	9	(1,043,479)	(170,348)	(1,008,702)	(164,671)
b) 社会保障費	9	(103,474)	(16,892)	(96,746)	(15,794)
) 年金関連		(54,933)	(8,968)	(59,605)	(9,731)
) その他社会保障費		(48,541)	(7,924)	(37,141)	(6,063)
8. その他営業費用		(65,417)	(10,679)	(35,000)	(5,714)
10. 固定資産の一部を形成するその他投資、その他証券および貸付金からの収益					
a) 関連事業	10	70,094	11,443		
b) a) に含まれていないその他収益		3,184	520		
14. 未払利息および類似費用					
a) 関連事業に関する金額	10	(11,085)	(1,810)	(25,782)	(4,209)
b) その他利息および類似費用		(5,223)	(853)	(186)	(30)
15. 損益に係る税金	6	(131,934)	(21,538)	(144,418)	(23,576)
16. 税引後損益		323,022	52,733	404,417	66,021
18. 当期利益		323,022	52,733	404,417	66,021

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
財務書類に対する注記
2023年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(“Société Anonyme”)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社(AIFM)としての認可(2014年2月14日効力発生)を得ている。さらに、当社は、2010年12月17日法(修正済)の第15章に基づく認可を2017年11月16日にCSSFから得ている。非伝統的資産に投資する投資信託の運用を行うため、当社のAIFMとしての認可の範囲が2020年7月10日付で拡大された。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目13番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本年度の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。未実現利益は考慮されない。

債権

売上債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、管理している投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 1年以内に期限が到来する売上債権

2023年3月31日現在、売上債権は、管理報酬248,341ユーロ（2022年3月31日：260,867ユーロ）、リスク管理業務33,750ユーロ（2022年3月31日：40,937ユーロ）、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUおよび報告に係る報酬35,669ユーロ（2022年3月31日：34,644ユーロ）、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「GFTC」）へのファンド業務179,813ユーロ（2022年3月31日：222,000ユーロ）により構成されている。注10も参照のこと。

注4 - 払込済資本金

2023年3月31日および2022年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。2023年3月31日および2022年3月31日現在、当社は、自己株式を取得していない。

注5 - 準備金および繰越損益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他配当 不可能準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2022年3月31日現在残高	37,500	1,570,000	7,639,968
前期の利益の割当て*			404,417
富裕税準備金の取崩し		(375,000)	375,000
富裕税準備金の割当て		260,000	(260,000)
2023年3月31日現在残高	37,500	1,455,000	8,159,385

*2022年6月14日付の年次総会で決定

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他配当不可能準備金

2016年からの富裕税の軽減に関する基準を定める2016年6月16日付の通達（Circular Fort. N 47ter）に基づき、ルクセンブルグ直接税務当局は、最低富裕税額（前年度の法人所得税控除後）を決定し、かつ当該金額を連結納税ベースの富裕税額と比較することにより、会社が所定の年度における富裕税額を軽減できる旨を定めた通達（Circular I. Fort n 51）を2016年7月25日に公表した。富裕税として、会社は、前述の金額（控除後の最低富裕税額または連結納税ベースの富裕税額）のうち高い方の金額を課されるものとする。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる富裕税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他配当不可能準備金」として計上することを決定した。

2022年6月14日に行われた年次総会により、2016年および2017年の富裕税準備金の全額である375,000ユーロが取り崩され、2023年の富裕税準備金として260,000ユーロが計上された。

2023年3月31日現在、制限準備金は1,455,000ユーロ（2022年3月31日：1,570,000ユーロ）であり、これは、2018年から2022年までの年度の富裕税積立金として計上された額の5倍に相当する。

注6 - 税金

法人所得税率は18.19%（雇用基金に係る拠出金7%を含む。）、エスペランジュにおける地方事業税率は6.75%で維持された。

2023年3月31日現在、15,000ユーロの前払税がルクセンブルグ税務当局に支払われた。

注7 - 1年以内に期限が到来する買掛債務

2023年3月31日および2022年3月31日現在、残高は、未払いの監査報酬および税務コンサルタント報酬、プロジェクト費用、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されている。

注8 - 総損益

2023年3月31日および2022年3月31日に終了した年度において、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2023年 (ユーロ)	2022年 (ユーロ)
サービス報酬	1,879,455	1,992,878
コンサルタント報酬		(5,536)
その他対外費用	(269,099)	(272,091)
	<u>1,610,356</u>	<u>1,715,251</u>

2023年3月31日および2022年3月31日に終了した年度において、サービス報酬には、管理報酬、リスク管理報酬およびその他報酬が含まれる。

2023年3月31日に終了した年度において、その他対外費用は、所在地事務報酬97,175ユーロ（2022年3月31日：97,175ユーロ）、海外規制費用0ユーロ（2022年3月31日：3,337ユーロ）、内部監査報酬および外部監査報酬90,410ユーロ（2022年3月31日：92,170ユーロ）、弁護士報酬6,921ユーロ（2022年3月31日：5,203ユーロ）およびその他費用74,593ユーロ（2022年3月31日：74,206ユーロ）により構成されている。

注9 - スタッフ

2023年3月31日に終了した年度において、当社は8名（2022年3月31日：8名）を雇用していた。

注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

2022年3月31日に終了した年度および2023年3月31日に終了した年度の一部の期間の当座預金口座はマイナス金利で、その後はプラス金利が適用された。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に、銀行と当社との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために、特定のサービスを提供することを銀行に委任するサービス品質保証契約（随時改正済）を締結した。2023年3月31日に終了した年度につき、年額92,500ユーロ（2022年3月31日：92,500ユーロ）（付加価値税を除く。）が銀行から期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「総損益」の項目において控除されている。

当社は、同項目に基づき、また2015年1月12日にGFTCとの間で締結されたリスク管理サービス契約（修正済）に従い、386,000ユーロ（2022年3月31日：492,343ユーロ）でファンド業務を提供した。

注11 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2023年3月31日現在、約8,527百万ユーロ（2022年3月31日：10,059百万ユーロ）である。

注12 - 後発事象

決算日より後に、重要な出来事は発生していない。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Balance Sheet for the year ended March 31, 2023

(expressed in Euro)

ASSETS	Note(s)	<u>March 31, 2023</u>	<u>March 31, 2022</u>
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
a) due and payable within one year	3, 10	497,573	558,448
Cash at bank and in hand	10	10,377,457	10,432,308
		<u>10,875,030</u>	<u>10,990,756</u>
PREPAYMENTS		<u>47,250</u>	<u>---</u>
OTHER ASSETS	6	<u>15,000</u>	<u>---</u>
TOTAL (ASSETS)		<u><u>10,937,280</u></u>	<u><u>10,990,756</u></u>
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	4	375,000	375,000
Reserves		1,492,500	1,607,500
1. Legal reserve	5	37,500	37,500
4. Other reserves, including the fair value reserve			
b) other non available reserves	5	1,455,000	1,570,000
Profit or loss brought forward	5	8,159,385	7,639,968
Profit or loss for the financial year		323,022	404,417
		<u>10,349,907</u>	<u>10,026,885</u>
CREDITORS			
Trade creditors			
a) due and payable within one year	7	271,097	267,609
Other creditors			
a) Tax authorities	6	281,579	665,320
b) Social security authorities		34,697	30,942
		<u>587,373</u>	<u>963,871</u>
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u><u>10,937,280</u></u>	<u><u>10,990,756</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
 Profit and Loss Account
 for the year ended March 31, 2023
 (expressed in Euro)

	Note(s)	<u>March 31, 2023</u>	<u>March 31, 2022</u>
1. to 5. Gross profit or loss	8, 10	1,610,356	1,715,251
6. Staff costs		(1,146,953)	(1,105,448)
a) salaries and wages	9	(1,043,479)	(1,008,702)
b) social security costs	9	(103,474)	(96,746)
<i>i) relating to pensions</i>		(54,933)	(59,605)
<i>ii) other social security costs</i>		(48,541)	(37,141)
8. Other operating expenses		(65,417)	(35,000)
10. Income from other investments, other securities and loans forming part of the fixed assets			
a) affiliated undertakings	10	70,094	---
b) other income not included under a)		3,184	---
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	10	(11,085)	(25,782)
b) other interest and similar expenses		(5,223)	(186)
15. Tax on profit or loss	6	(131,934)	(144,418)
16. Profit or loss after taxation		323,022	404,417
18. Profit for the financial year		<u>323,022</u>	<u>404,417</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2023

Note 1 – General

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B 37 359.

The Company’s registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss Account as “Gross profit or loss”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014. Moreover, the Company has been granted with Chapter 15 of the modified law of December 17, 2010 license by the CSSF on November 16, 2017. On July 10, 2020, the Company further extended its AIFM licence to manage investment fund exposed to non-traditional assets.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-13-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account. Unrealized gains are not taken into account.

Debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Creditors

Creditors include expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Gross profit or loss

Gross profit or loss includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Interest income and interest expenses

Interest income and interest expenses are recorded on an accruals basis.

Note 3 – Trade debtors due and payable within on year

As at March 31, 2023, Trade debtors consist of management fees for an amount of EUR 248,341 (March 31, 2022: EUR 260,867), risk management services for EUR 33,750 (March 31, 2022: EUR 40,937), AIFMD and reporting fees for EUR 35,669 (March 31, 2022: 34,644), Funds services to Global Funds Trust Company (“GFTC”) for EUR 179,813 (March 31, 2022: EUR 222,000). Please also refer to Note 10.

Note 4 – Subscribed capital

As at March 31, 2023 and 2022, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. As at March 31, 2023 and 2022, the Company has not purchased its own shares.

Note 5 – Reserves and Profit or loss brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other non available reserves	Profit or loss brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2022	37,500	1,570,000	7,639,968

Allocation of previous year ' s profit*	---	---	404,417
Release of net wealth tax (" NWT ") reserve	---	(375,000)	375,000
Allocation to NWT reserve	---	260,000	(260,000)
	<hr/>	<hr/>	<hr/>
Balance as at March 31, 2023	37,500	1,455,000	8,159,385

* As per decision of the Annual General Meeting as at June 14, 2022.

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other non available reserves

Based on the Circular Fort. N° 47ter dated June 16, 2016, which determines the criteria for the reduction of the NWT as from 2016, the Luxembourg direct tax authorities issued on July 25, 2016 a circular I.Fort N° 51 (the "Circular") indicating that a company may reduce its NWT for a given year by determining the minimum NWT that should be subject to (subtracting the Corporate Income Tax for the precedent year), and by comparing this amount with the NWT that is due based on the unitary value. For the NWT purpose, the company should be liable to the highest of the said amounts (the minimum NWT after reduction or the NWT due based on the unitary value).

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the NWT credited.

This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other non available reserves".

As per Annual General Meeting held on June 14, 2022, the 2016 and 2017 NWT reserve was fully released for an amount of EUR 375,000, and a NWT reserve of EUR 260,000 was constituted for 2023.

As at March 31, 2023, the restricted reserve amounted EUR 1,455,000 representing five times the NWT credited for the years from 2018 to 2022 (March 31, 2022: EUR 1,570,000).

Note 6 – Taxes

The Corporate Income tax rate remained at 18.19% (including a 7% surcharge for the employment fund) and the Municipal Business tax rate in Hesperange at 6.75%.

As at March 31, 2023, a tax advance of EUR 15,000 was paid to the Luxembourg Tax Administration.

Note 7 – Trade creditors due and payable within one year

As at March 31, 2023 and 2022, the balances are constituted of audit and tax consultancy fees, project costs, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 8 – Gross profit or loss

For the years ended March 31, 2023 and 2022, this caption can be analysed as follows:

	2023	2022
	EUR	EUR
Services fees	1,879,455	1,992,878
Consultancy fees	---	(5,536)
Other external charges	(269,099)	(272,091)
	<u>1,610,356</u>	<u>1,715,251</u>

For the years ended March 31, 2023 and 2022, the Services fees include the management fees, the risk management fees and other fees.

For the year ended March 31, 2023, Other external charges consist of domiciliation fees for an amount of EUR 97,175 (March 31, 2022: EUR 97,175), overseas regulation fees for EUR 0 (March 31, 2022: EUR 3,337), internal and external audit fees for EUR 90,410 (March 31, 2022: EUR 92,170), legal fees for EUR 6,921 (March 31, 2022: EUR 5,203) and other charges for EUR 74,593 (March 31, 2022: EUR 74,206).

Note 9 – Staff

For the year ended March 31, 2023, the Company has employed 8 persons (March 31, 2022: 8 persons).

Note 10 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the “Bank”) (incorporated in Luxembourg), which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded negative interest for the year ended March 31, 2022 and for a portion of the year ended March 31, 2023. Subsequently, positive interest rates were applied. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties’ clients.

The Bank and the Company have signed a Service Level Agreement on February 14, 2014, as amended from time to time, whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 92,500 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the year ended March 31, 2023 (March 31, 2022: EUR 92,500) is recorded in deduction of the caption “Gross profit or loss” in the profit and loss account.

Under the same caption and according to the Risk Management Services Agreement dated January 12, 2015, as amended, which was concluded with GFTC, the Company has provided Funds services for an amount of EUR 386,000 (March 31, 2022: EUR 492,343).

Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 8,527 million as at March 31, 2023 (March 31, 2022: EUR 10,059 million).

Note 12 – Subsequent events

No significant event has occurred after the closing date.

[次へ](#)

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。)の監査を受けていません。
- c. 日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2024年2月29日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=163.25円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2023年9月30日現在

(ユーロで表示)

	注記	2023年9月30日		2022年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
a) 1年以内期限到来	3	414,310	67,636	545,989	89,133
銀行預金および手元現金	10	10,579,884	1,727,166	10,570,868	1,725,694
		<u>10,994,194</u>	<u>1,794,802</u>	<u>11,116,857</u>	<u>1,814,827</u>
前払費用		33,396	5,452	26,724	4,363
その他資産	6	84,075	13,725		
資産合計		<u>11,111,665</u>	<u>1,813,979</u>	<u>11,143,581</u>	<u>1,819,190</u>
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	4	375,000	61,219	375,000	61,219
準備金		1,537,500	250,997	1,492,500	243,651
1. 法定準備金	5	37,500	6,122	37,500	6,122
4. 公正価値準備金を含むその他準備金	5				
b) その他配当不可能準備金		1,500,000	244,875	1,455,000	237,529
繰越損益	5	8,437,407	1,377,407	8,159,385	1,332,020
当期間損益		210,481	34,361	144,554	23,598
		<u>10,560,388</u>	<u>1,723,983</u>	<u>10,171,439</u>	<u>1,660,487</u>
引当金					
納税引当金	6	206,739	33,750	629,361	102,743
		<u>206,739</u>	<u>33,750</u>	<u>629,361</u>	<u>102,743</u>
債務					
買掛債務					
a) 1年以内期限到来	7	283,416	46,268	288,422	47,085
その他債務					
a) 税務当局		13,707	2,238	10,753	1,755
b) 社会保障当局		47,415	7,740	43,606	7,119
		<u>344,538</u>	<u>56,246</u>	<u>342,781</u>	<u>55,959</u>

資本金、準備金および負債合計	<u>11,111,665</u>	<u>1,813,979</u>	<u>11,143,581</u>	<u>1,819,190</u>
----------------	-------------------	------------------	-------------------	------------------

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2023年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

	注記	2023年9月30日		2022年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1から5.総損益	8、10	804,018	131,256	847,793	138,402
6.人件費		(627,179)	(102,387)	(603,645)	(98,545)
a)給与および賃金	9	(559,162)	(91,283)	(541,402)	(88,384)
b)社会保障費	9	(68,017)	(11,104)	(62,243)	(10,161)
)年金関連		(39,045)	(6,374)	(38,155)	(6,229)
)その他社会保障費		(28,972)	(4,730)	(24,088)	(3,932)
8.その他営業費用		(37,498)	(6,122)	(27,499)	(4,489)
10.固定資産の一部を形成するその他投資、その他証券および貸付金からの収益					
a)関連事業	10	155,325	25,357	2,423	396
b)その他収益					
11.その他未収利息および類似収益					
a)関連事業から派生する金額					
b)その他利息および類似収益					
14.未払利息および類似費用					
a)関連事業に関する金額	10			(10,968)	(1,791)
b)その他利息および類似費用		(3,498)	(571)	(1,078)	(176)
15.損益に係る税金	6	(80,687)	(13,172)	(62,472)	(10,199)
a)当年度税金		(80,820)	(13,194)	(55,582)	(9,074)
b)過年度税金		133	22	(6,890)	(1,125)
16.税引後損益		210,481	34,361	144,554	23,598
17.1から16に表示されないその他税金					
18.当会計期間利益		210,481	34,361	144,554	23,598

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
中間財務書類に対する注記
2023年9月30日に終了した期間

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(“Société Anonyme”)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社(AIFM)としての認可(2014年2月14日効力発生)を得ている。さらに、当社は、2010年12月17日法(改正済)の第15章に基づく認可を2017年11月16日にCSSFから得ている。非伝統的資産に投資する投資信託の運用を行うため、当社のAIFMとしての認可の範囲が2020年7月10日付で拡大された。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目13番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、中間財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期間の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。未実現利益は考慮されない。

債権

売上債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、次期会計期間中に支払われるが当会計期間に関連する費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、管理している投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 売上債権

2023年9月30日現在、売上債権は、管理報酬252,941ユーロ（2022年9月30日：239,731ユーロ）、リスク管理業務33,750ユーロ（2022年9月30日：40,937ユーロ）、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUおよび報告に係る報酬35,669ユーロ（2022年9月30日：35,669ユーロ）、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「GFTC」）へのファンド業務91,950ユーロ（2022年9月30日：229,652ユーロ）により構成されている。

注4 - 払込済資本金

2023年9月30日および2022年9月30日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注5 - 準備金および繰越損益

当期間における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他配当 不可能準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2023年3月31日現在残高	37,500	1,455,000	8,159,385
前年度の損益*			323,022
富裕税準備金の純取崩し		(215,000)	215,000
富裕税準備金		260,000	(260,000)
2023年9月30日現在残高	37,500	1,500,000	8,437,407

*2023年6月13日付の年次総会で決定

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他配当不可能準備金

2016年からの富裕税の軽減に関する基準を定める2016年6月16日付の通達（Circular I. Fort. N 47ter）に基づき、ルクセンブルグ直接税務当局は、最低富裕税額（前年度の法人所得税控除後）を決定し、かつ当該金額を連結納税ベースの富裕税額と比較することにより、会社が所定の年度における富裕税額を軽減できる旨を定めた通達（circular I. Fort. n 51）を2016年7月25日に公表した。富裕税として、会社は、前述の金額（控除後の最低富裕税額または連結納税ベースの富裕税額）のうち高い方の金額を課されるものとする。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる富裕税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他配当不可能準備金」として計上することを決定した。

2023年3月31日現在、制限準備金は1,455,000ユーロ（2022年3月31日：1,570,000ユーロ）であり、これは、2018年から2022年までの年度の富裕税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2023年6月13日に行われた年次総会により、2018年の富裕税準備金の全額である215,000ユーロが取り崩され、2024年の富裕税準備金として260,000ユーロが計上された。

注6 - 税金

法人所得税率は18.19%（雇用基金に係る拠出金7%を含む。）、エスペランジュにおける地方事業税率は6.75%で維持された。

2023年9月30日現在、84,075ユーロの前払税がルクセンブルグ税務当局に支払われた。

注7 - 債務

2023年9月30日および2022年9月30日現在、残高は、未払いの監査報酬およびコンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注8 - 総損益

2023年9月30日および2022年9月30日に終了した期間において、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2023年9月30日 (ユーロ)	2022年9月30日 (ユーロ)
サービス報酬	931,313	988,012
コンサルタント報酬		
その他対外費用	(127,295)	(140,219)
	<u>804,018</u>	<u>847,793</u>

2023年9月30日および2022年9月30日に終了した期間において、サービス報酬には、管理報酬、リスク管理報酬およびその他報酬が含まれる。

2023年9月30日に終了した期間において、その他対外費用は、所在地事務報酬48,588ユーロ（2022年9月30日：48,588ユーロ）、監査報酬30,748ユーロ（2022年9月30日：28,258ユーロ）およびその他費用47,959ユーロ（2022年9月30日：63,373ユーロ）により構成されている。

注9 - スタッフ

2023年9月30日現在、当社は7名（2022年9月30日：9名）を雇用していた。

注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に、銀行と当社との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために、特定のサービスを提供することを銀行に委任するサービス品質保証契約（随時改正済）を締結した。半期分の48,588ユーロ（2022年9月30日：48,588ユーロ）（付加価値税を除く。）が銀行から期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「総損益」の項目において控除されている。

当社は、同項目に基づき、また2015年1月12日にGFTCとの間で締結されたリスク管理サービス契約（修正済）に従い、187,533ユーロ（2022年9月30日：227,883ユーロ）でファンド業務を提供した。

注11 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2023年9月30日現在、約9,402百万ユーロ（2022年9月30日：8,657百万ユーロ）である。

[次へ](#)

(2) 損益の状況

管理会社の損益の状況については、「5 管理会社の経理の概況 (1) 資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照ください。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

訂正箇所を下線または傍線で示します。

第一部 証券情報

(3) 発行(売出)価額の総額

<訂正前>

Aコース証券100億米ドル(約1兆4,951億円)、Bコース証券100億米ドル(約1兆4,951億円)、Cコース証券100億豪ドル(約9,519億円)、Dコース証券100億豪ドル(約9,519億円)、Eコース証券100億ユーロ(約1兆5,866億円)、Fコース証券100億ユーロ(約1兆5,866億円)、Gコース証券100億NZドル(約8,721億円)およびHコース証券100億NZドル(約8,721億円)をそれぞれ上限とします。

(注1)米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの各々の円貨換算は、2023年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=149.51円、1豪ドル=95.19円、1ユーロ=158.66円、1NZドル=87.21円)によります。以下、外貨の金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(後略)

<訂正後>

Aコース証券100億米ドル(約1兆5,067億円)、Bコース証券100億米ドル(約1兆5,067億円)、Cコース証券100億豪ドル(約9,788億円)、Dコース証券100億豪ドル(約9,788億円)、Eコース証券100億ユーロ(約1兆6,325億円)、Fコース証券100億ユーロ(約1兆6,325億円)、Gコース証券100億NZドル(約9,176億円)およびHコース証券100億NZドル(約9,176億円)をそれぞれ上限とします。

(注1)米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの各々の円貨換算は、2024年2月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=150.67円、1豪ドル=97.88円、1ユーロ=163.25円、1NZドル=91.76円)によります。以下、外貨の金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(後略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

<訂正前>

(前略)

ファンド証券について、規定された授権数はなく、ファンド証券はどの評価日においても発行されることができます。

(後略)

<訂正後>

(前略)

ファンド証券について、規定された授権数はなく、ファンド証券はどの評価日においても発行されることができます。ファンドについて、信託金の限度額は定められていません。

(後略)

(3) ファンドの仕組み

管理会社の概要

<訂正前>

(前略)

資本金の額	払込済資本金は、375,000ユーロ（約5,950万円）で、2023年10月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約397万円）で記名式株式15株を発行済です。
-------	--

(後略)

<訂正後>

(前略)

資本金の額	払込済資本金は、375,000ユーロ（約6,122万円）で、2024年2月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約408万円）で記名式株式15株を発行済です。
-------	---

(後略)

3 投資リスク

(1) リスク要因

<訂正前>

(前略)

税制

投資家は、特に、証券の売却代金や利子配当の受け取り代金に、当局により源泉徴収課税を含め、税金、課徴金、公課あるいは他の手数料や費用が課されるかもしれない市場があることにご注意ください。現在の法解釈や実務の理解が変わり、また、法律が遡及的に改正される可能性もあります。したがって、そのような国では、ファンドは、本書日付現在あるいは投資がなされ、評価されあるいは売却された時点では予測できなかった追徴課税を課されることがあります。

(後略)

<訂正後>

(前略)

税制

投資家は、特に、証券の売却代金や利子配当の受け取り代金に、当局により源泉徴収課税を含め、税金、課徴金、公課あるいは他の手数料や費用が課されるかもしれない市場があることにご注意ください。現在の法解釈や実務の理解が変わり、また、法律が遡及的に改正される可能性もあります。したがって、そのような国では、ファンドは、2024年4月10日現在あるいは投資がなされ、評価されあるいは売却された時点では予測できなかった追徴課税を課されることがあります。

(後略)

参考情報

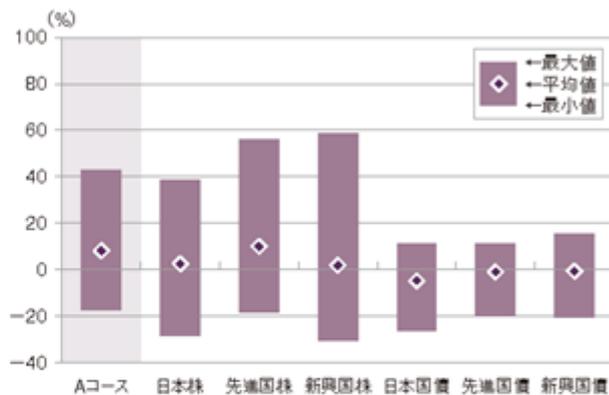
<訂正前>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

Aコース

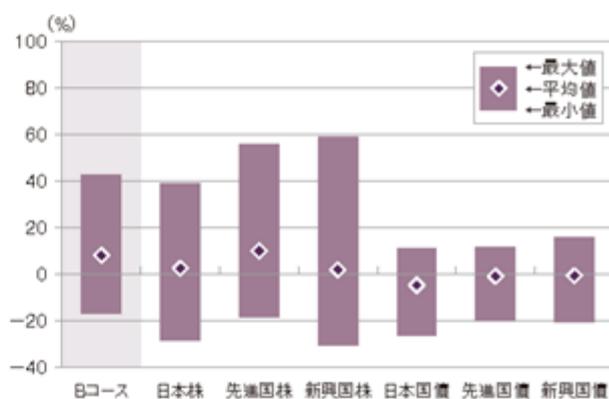


ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	Aコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	42.83	38.86	56.11	58.92	10.95	11.36	15.59
最小値(%)	-17.05	-28.41	-18.51	-30.73	-26.28	-20.06	-20.63
平均値(%)	8.10	2.53	10.07	1.90	-4.74	-0.91	-0.61

Bコース



	Bコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	42.86	38.86	56.11	58.92	10.95	11.36	15.59
最小値(%)	-17.11	-28.41	-18.51	-30.73	-26.28	-20.06	-20.63
平均値(%)	8.10	2.53	10.07	1.90	-4.74	-0.91	-0.61

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したもとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したもとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(米ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)

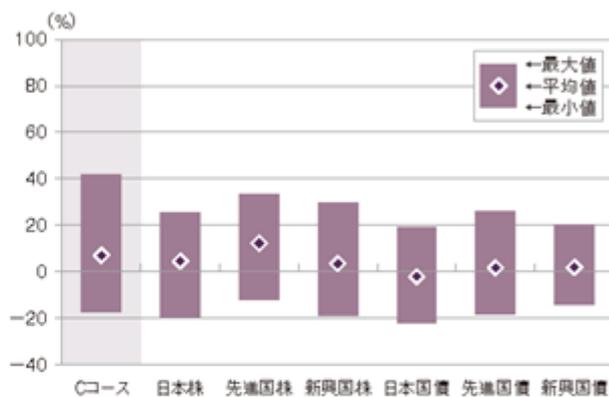
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

Cコース



	Cコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	41.67	25.42	33.50	29.64	19.10	26.06	20.13
最小値(%)	-17.15	-19.57	-11.90	-18.89	-22.31	-18.60	-14.36
平均値(%)	7.02	4.59	12.23	3.48	-2.13	1.71	1.93

Dコース



	Dコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	41.67	25.42	33.50	29.64	19.10	26.06	20.13
最小値(%)	-17.14	-19.57	-11.90	-18.89	-22.31	-18.60	-14.36
平均値(%)	7.01	4.59	12.23	3.48	-2.13	1.71	1.93

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したもとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したもとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(豪ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(豪ドルベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(豪ドルベース)

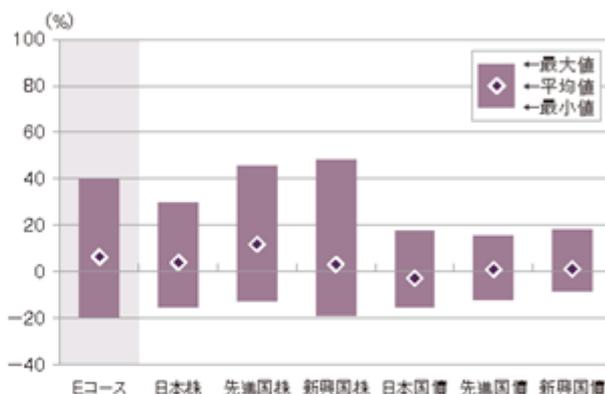
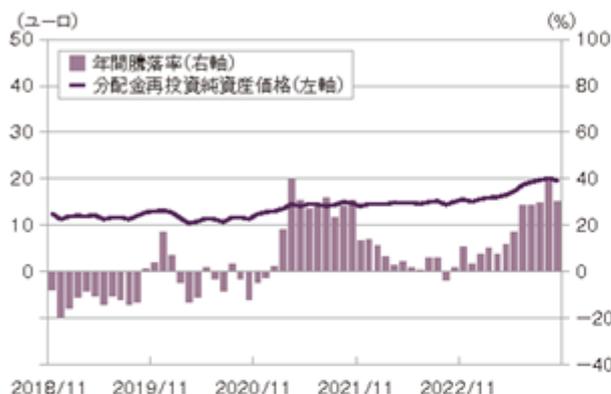
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

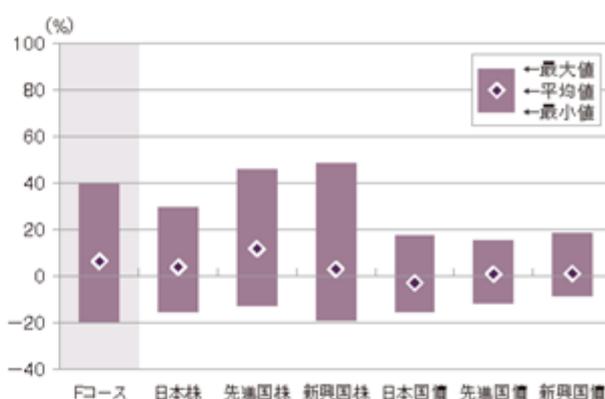
ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

Eコース



	Eコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	39.74	29.64	45.75	48.37	17.63	15.43	18.24
最小値(%)	-19.47	-15.31	-12.44	-18.89	-15.17	-11.82	-8.44
平均値(%)	6.41	3.96	11.80	3.11	-2.88	0.95	1.12

Fコース



	Fコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	39.65	29.64	45.75	48.37	17.63	15.43	18.24
最小値(%)	-19.44	-15.31	-12.44	-18.89	-15.17	-11.82	-8.44
平均値(%)	6.40	3.96	11.80	3.11	-2.88	0.95	1.12

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したもとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したもとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(ユーロベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(ユーロベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(ユーロベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(ユーロベース)

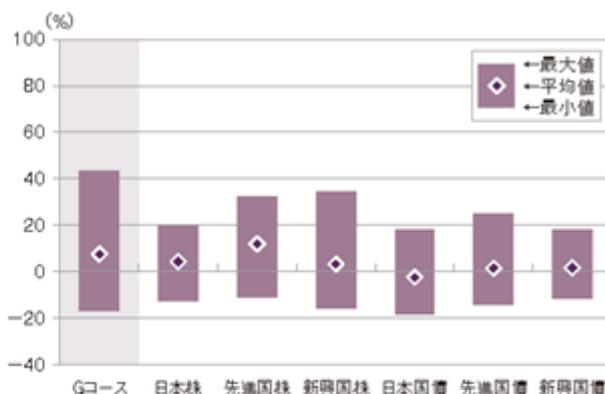
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(ユーロベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートによりユーロ換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

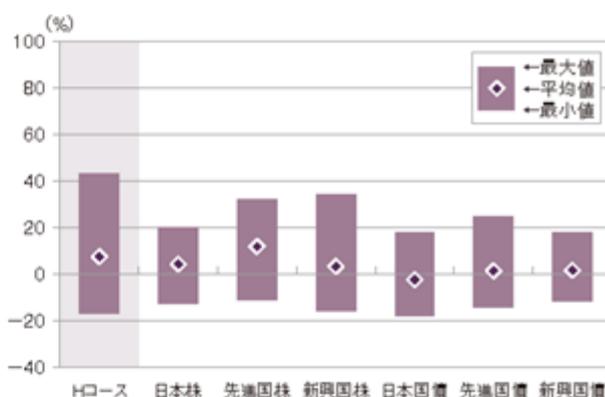
ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

Gコース



	Gコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	43.52	19.89	32.15	34.53	17.92	24.95	18.13
最小値(%)	-16.87	-12.70	-11.04	-15.71	-18.16	-14.26	-11.54
平均値(%)	7.54	4.35	11.98	3.27	-2.40	1.48	1.66

Hコース



	Hコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	43.49	19.89	32.15	34.53	17.92	24.95	18.13
最小値(%)	-16.89	-12.70	-11.04	-15.71	-18.16	-14.26	-11.54
平均値(%)	7.53	4.35	11.98	3.27	-2.40	1.48	1.66

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(NZドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(NZドルベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(NZドルベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(NZドルベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートによりNZドル換算しています。

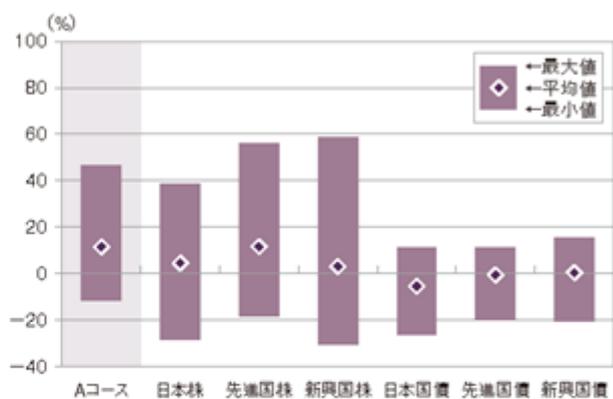
<訂正後>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

Aコース

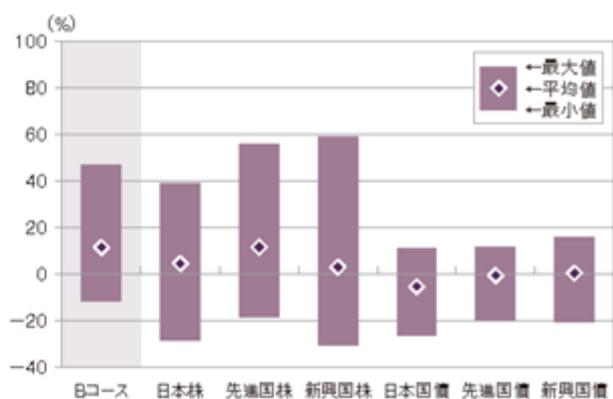


ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	Aコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	46.61	38.86	56.11	58.92	10.95	11.36	15.59
最小値(%)	-11.68	-28.41	-18.51	-30.73	-26.28	-20.06	-20.63
平均値(%)	11.55	4.57	11.58	3.03	-5.34	-0.57	0.43

Bコース



	Bコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	46.71	38.86	56.11	58.92	10.95	11.36	15.59
最小値(%)	-11.67	-28.41	-18.51	-30.73	-26.28	-20.06	-20.63
平均値(%)	11.55	4.57	11.58	3.03	-5.34	-0.57	0.43

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2019年3月から2024年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(米ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(米ドルベース)

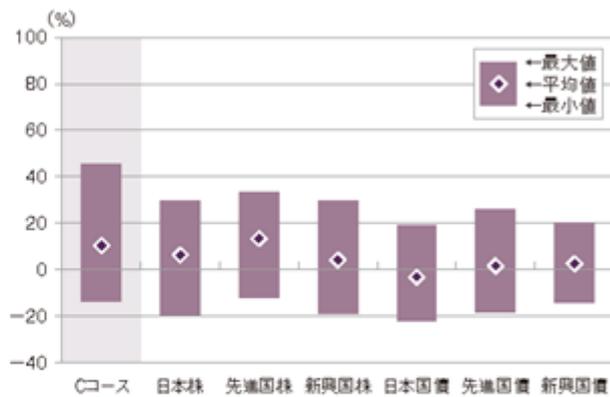
※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

Cコース

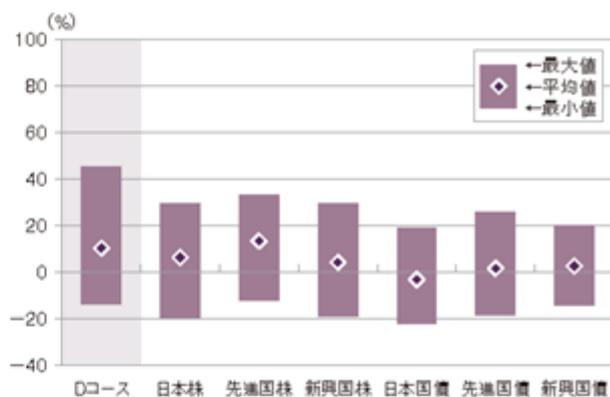


ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	Cコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	45.33	29.73	33.50	29.64	19.10	26.06	20.13
最小値(%)	-13.51	-19.57	-11.90	-18.89	-22.31	-18.60	-14.36
平均値(%)	10.39	6.31	13.38	4.27	-3.18	1.65	2.60

Dコース



	Dコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	45.34	29.73	33.50	29.64	19.10	26.06	20.13
最小値(%)	-13.57	-19.57	-11.90	-18.89	-22.31	-18.60	-14.36
平均値(%)	10.38	6.31	13.38	4.27	-3.18	1.65	2.60

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2019年3月から2024年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(豪ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(豪ドルベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(豪ドルベース)

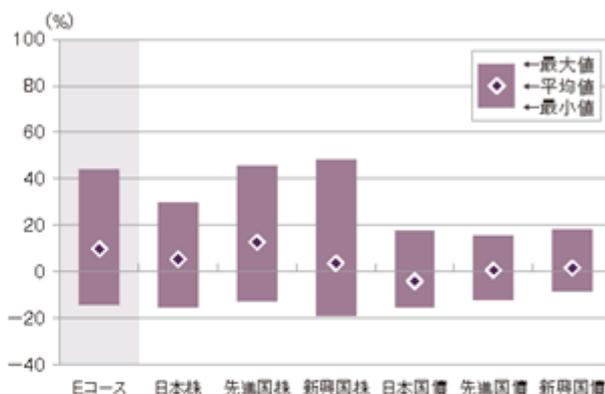
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

Eコース



	Eコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	44.05	29.64	45.75	48.37	17.63	15.43	18.24
最小値(%)	-14.21	-15.31	-12.44	-18.89	-15.17	-11.82	-8.44
平均値(%)	9.86	5.40	12.67	3.66	-4.09	0.68	1.55

Fコース



	Fコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	44.09	29.64	45.75	48.37	17.63	15.43	18.24
最小値(%)	-14.28	-15.31	-12.44	-18.89	-15.17	-11.82	-8.44
平均値(%)	9.84	5.40	12.67	3.66	-4.09	0.68	1.55

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2019年3月から2024年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(ユーロベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(ユーロベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(ユーロベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(ユーロベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(ユーロベース)

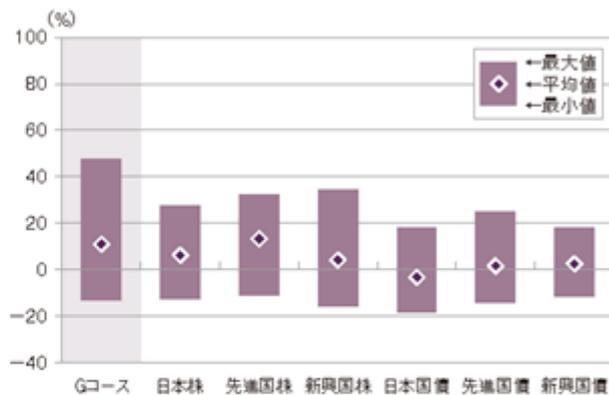
※日本株の指数は、各月末時点の為替レートによりユーロ換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

Gコース

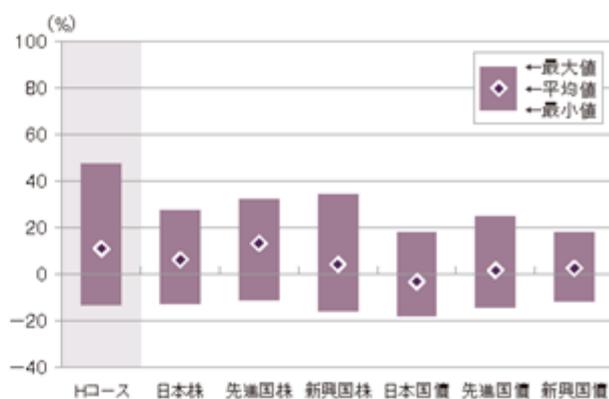


ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	Gコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	47.58	27.38	32.15	34.53	17.92	24.95	18.13
最小値(%)	-13.00	-12.70	-11.04	-15.71	-18.16	-14.26	-11.54
平均値(%)	11.04	6.26	13.34	4.25	-3.21	1.65	2.53

Hコース



	Hコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	47.59	27.38	32.15	34.53	17.92	24.95	18.13
最小値(%)	-13.00	-12.70	-11.04	-15.71	-18.16	-14.26	-11.54
平均値(%)	11.03	6.26	13.34	4.25	-3.21	1.65	2.53

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2019年3月から2024年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(NZドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(NZドルベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(NZドルベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(NZドルベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートによりNZドル換算しています。

第三部 特別情報

第3 投資信託制度の概要

< 訂正前 >

(2023年5月付)

・ 定義

(中略)

A I F M D 通達2003 / 41 / E C および通達2009 / 65 / E C ならびに規則 (E C) 1060 / 2009 および規則 (E U) 1095 / 2010 を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011 / 61 / E U

(中略)

B M R または ベンチマーク規則 通達2008 / 48 / E C および通達2014 / 17 / E U ならびに規則 (E U) 596 / 2014 を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドの業績を測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および理事会規則 (E U) 2016 / 1011

(中略)

U C I T S 通達または 通達2009 / 65 / E C 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託 (U C I T S) に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および理事会通達2009 / 65 / E C (改正済)

U C I T S 通達または 通達2014 / 91 / E U 保管受託機能、報酬方針および制裁について譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託 (U C I T S) に関する法律、規則および行政規定の調整に関する通達2009 / 65 / E C を改正する2014年7月23日付欧州議会および理事会通達2014 / 91 / E U

U C I T S 法 U C I T S 通達をルクセンブルグ法に法制化し、2010年12月17日法および2013年7月12日法を改正する2016年5月10日法

U C I T S 規則または E U 規則2016 / 438 保管受託銀行の義務に関する欧州議会および理事会通達2009 / 65 / E C を補足する2015年12月17日付委員会委任規則 (E U) 2016 / 438 (改正済)

(中略)

・ ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

(中略)

1) 規制されるルクセンブルグ投資ヴィークル

(中略)

b) *U C I* 以外の投資ヴィークル

(中略)

- 変動資本を有する年金貯蓄会社および年金貯蓄組合の形態を有する退職金機関に関する2005年7月13日法に基づく年金基金

- (その証券が一般に向けて継続的に発行される場合)証券化に関する2004年3月22日法に基づく証券化のためのヴィークル

2) 規制されないルクセンブルグ投資ヴィークル

- (その証券が一般に向けて継続的に発行されない場合)証券化に関する2004年3月22日法に基づく証券化のためのヴィークル

(中略)

また、ルクセンブルグの商品法に基づかない、AIFとしての適格性を有するその他の規制されないルクセンブルグ投資ヴィークルの設定が可能である。

(中略)

UCITSおよびパート ファンドに適用される法令は、各種規則、CSSF通達およびFAQによって補足されている。

(中略)

ルクセンブルグ投資信託の法制度と法的形態に関する基本構造

(中略)

3.1.2. FCPの受益証券の発行の仕組み

(中略)

- FCPの純資産額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、UCITSまたはパート ファンドとしての適格性を有しているFCPの認可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。

(中略)

3.1.3. 2010年12月17日法に基づくFCPの保管受託銀行

(中略)

B. 保管受託銀行は、UCITSおよび個人投資家向けパート FCPに関して以下の業務を行わなければならない。

(中略)

F. 保管受託銀行は、FCPおよびFCPの受益者に対して、保管受託銀行または上記Cのa)に基づく金融商品の保管を委託された第三者による紛失について責任を負うものとする。

保管されていた金融商品が紛失した場合、保管受託銀行は、同一の種類金融商品またはその相当額を、FCPを代理して行為する管理会社に対して、不当に遅滞することなく返還しなければならない。保管受託銀行は、当該紛失が自らの合理的な支配を超えた外部の事象により生じたものであり、これに対抗するあらゆる合理的な努力を尽くしたとしてもその結果は不可避であったことを証明できる場合には責任を負わないものとする。

(中略)

H. 以下の場合、FCPに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自主的に退任するか、または管理会社により解任された場合(2か月以内に行われなければならない保管受託銀行の交代までの間に、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。)

(中略)

3.2.1.1. 2010年12月17日法に基づくS I C A V

(中略)

2010年12月17日法の下で、S I C A Vは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社(société anonyme)として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年12月17日法によって廃止されない限度で適用される。

3.2.1.2. 2010年12月17日法に基づくS I C A Vの要件

(中略)

- パート S I C A Vは、125万ユーロ以上の株式資本の処分を行う必要がある。かかる最低額はS I C A V認可後6か月以内に達成されなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロに引き上げることができる。

(中略)

- 規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- U C I T Sおよびパート ファンドに関して、通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの投資口を発行しない。
- U C I T Sおよびパート ファンドについて、規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えることなく、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する(U C I T Sについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート ファンドについては最低1か月に1回とする。)。
- 規約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。
- S I C A Vの投資口は、無額面とする。

3.2.2. 2010年12月17日法に基づくS I C A Vの保管受託銀行

(中略)

B. U C I T Sおよび個人投資家向けパート S I C A Vに関して、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

(中略)

H. 以下の場合、S I C A Vに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自主的に退任するか、またはS I C A Vにより解任された場合(2か月以内に行われなければならない保管受託銀行の交代までの間に、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。)

(中略)

3.2.3. 管理会社

(中略)

- a) 指定された管理会社が自主的に退任するか、またはS I C A Vにより解任された場合、ただし、通達2009/65/E Cに従い認可された別の管理会社と交代することを条件とする。

(中略)

3.2.5. 管理会社を指定しない会社型U C I T Sの追加的要件

(中略)

- (1) S I C A Vが、通達2009/65/E Cに従い認可された管理会社を指定しない場合、

(中略)

- S I C A Vの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を満たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。

(中略)

. 2010年12月17日法に従うルクセンブルグのU C I T S

(中略)

3.1. ルクセンブルグに登録事務所を有するU C I T S管理会社が業務を行うための条件

(中略)

- (8) C S S Fは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。

(中略)

- (b) (8) (a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

(中略)

- (f) 取締役は、当該ファンドの種類に関して、2010年12月17日法第129条第5項の規定する意味において、十分に良好な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。

(中略)

- (11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

(中略)

4.1.2. 投資家に提供すべき情報

(中略)

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各F C Pのために、その目論見書および重要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに送付しなければならない。
- 重要投資家情報文書は、投資家がU C I T Sの受益証券/投資口の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

重要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するよう要求する場合はこの限りではない。

(中略)

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および重要投資家情報に記載された方法により入手できる。

(中略)

P R I I P s 規則は、2018年1月1日より適用される。U C I T S 管理会社、自己管理型U C I T S 投資法人およびU C I T S に係る助言または販売を行う者に対して、2019年12月31日までの当初移行期間が設けられたものの、2022年12月31日まで延長された。2023年1月1日以降、U C I T S は、P R I I P s K I D を作成する必要がある。

(中略)

4.1.3. ルクセンブルグにおけるU C I T S に適用される主な規制

(中略)

- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての通達2009 / 65 / E C を実施する2010年7月1日付委員会通達2010 / 44 / E U を置き換える2010年12月22日付C S S F 規則10 - 5 (改正済)
- 他のE U加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うU C I T S およびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のE U加盟国のU C I T S が踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付C S S F 通達11 / 509 (C S S F 通達21 / 778により改正済)

(中略)

- S F T 規則 (規則 (E U) 648 / 2012を改正する、証券金融取引および再利用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規則 (E U) 2015 / 2365)

(中略)

4.2. ルクセンブルグにおけるU C I T S に適用される追加的要件

(中略)

() 財務状況の報告および監査

(中略)

2010年12月17日法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人 (réviseur d'entreprises agréé) による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その職務遂行にあたり、U C I の報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F 向けに提供された情報が当該U C I の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S F に報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S F に対して、承認された法定監査人がその

職務遂行にあたり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F通達02/81に基づき、C S S Fは、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)に対し、各U C Iについて毎年、前会計年度中のU C Iの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。C S S F通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、U C Iの運用(その中央管理事務代行会社および保管銀行を含む。)および(マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について)監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C Iの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はU C Iの状況を全体的にみることでありと述べている。長文式報告書は、一般に公開されることを予定しておらず、もっぱらU C IまたはU C Iの管理会社の取締役会およびC S S Fのみによる使用を目的として発行される。

リスクベースの監督を向上させる観点から、C S S Fは、2021年12月末日に健全性およびマネーロンダリング/テロ資金供与の防止のための3つの通達を公表した。当該通達は、C S S F通達02/81に規定された要件の修正(および差替え)を行い、改正された要件を他の規制対象事業体(S I F、S I C A Rおよび投資ファンド運用会社)にも拡大して適用する。

(中略)

- C S S F通達21/789は、すべての認可された投資ファンド運用会社、自己管理型S I C A Vおよび自己管理型A I Fを対象とした新しい自己評価調査(以下「S A Q」という。)を導入する。また、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)に対する新たな要件を導入し、マネジメントレーターに適用される特別な規制枠組みを定義する。

(中略)

() 刑事上の制裁およびその他の行政措置

(中略)

(11) U C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部的に違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

(中略)

4.3.1.1. F C Pの強制的・自動的解散

- a) 管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、その後2か月以内に後が見付からない場合

(中略)

4.3.1.2. S I C A Vについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

(中略)

- b) 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資口を保有する投資主によって決定される。

(中略)

・ 2013年7月12日法に服するオルタナティブ投資ファンド

(中略)

1.2.2. その他管理会社 第16章に基づく管理会社

(中略)

(2) C S S Fは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

(中略)

- b) 上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。

- c) 2010年12月17日法第129条第5項に該当する管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。

(中略)

(5) C S S Fは、以下の場合、2010年12月17日法第16章に従い、管理会社に付与した認可を取り消すことがある。

(中略)

(7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にC S S Fの承認を得なければならない。

(9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S Fから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

(中略)

1.3. 委託

(中略)

さらに、委託に関するC S S F通達18/698の規定を遵守しなければならない。

(中略)

1.4.3. C S S Fに対する報告義務

(中略)

上記1.4.2に言及される年次報告書に加え、A I F Mは要請に応じ、C S S Fに対して、自らが運用しているA I Fの詳細なリストを四半期末毎に提出しなければならない。

(中略)

2.1.3. 管理会社およびA I F M

すべてのパート ファンドは単独のAIFMによって運用されなければならないが、かかるAIFMは、ルクセンブルグ内に設立され、2013年7月12日法第2章に基づき権限を得ているAIFMまたはその他加盟国もしくは第三国に設立され、通達2011/61/EU第 章に基づき権限を得ているAIFMであるものとする。

(中略)

2.1.4.2. 投資家に提供すべき情報

(中略)

PRIPs規則は、2018年1月1日より適用される。UCITS管理会社、自己管理型UCITS投資法人およびUCITSに係る助言または販売を行う者に対して、2022年12月31日までの当初移行期間が設けられた。2018年1月1日より前からUCITS KIIDを発行しているパート ファンドも、かかる既得権期間を利用することができる。2023年1月1日以降、個人投資家に助言、募集または販売されるパート ファンドは、PRIPs KIIDを作成する必要がある。

(中略)

2.1.4.3. ルクセンブルグのパート ファンドに適用される追加的要件

(中略)

() 財務状況の報告および監査

(中略)

2010年12月17日法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(réviser d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その職務遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行にあたり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人(réviser d'entreprises agréé)に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用(その中央管理事務代行会社および保管銀行を含む。)および(マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について)監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと述べている。

リスクベースの監督を向上させる観点から、CSSFは、2021年12月末日に健全性およびマネーロンダリング/テロ資金供与の防止のための3つの通達を公表した。当該通達は、CSSF通達02/81に規定された要件の修正(および差替え)を行い、改正された要件を他の規制対象事業体(SIF、SICARおよび投資ファンド運用会社)にも拡大して適用する。

(中略)

- CSSF通達21/789は、すべての認可された投資ファンド運用会社、自己管理型SICAVおよび自己管理型AIFを対象とした新しい自己評価調査(以下「SAQ」という。)を導入する。また、承認された法定監査人(réviser d'entreprises agréé)に対する新たな要件を導入し、マネジメントレターに適用される特別な規制枠組みを定義する。

(中略)

．ルクセンブルグの投資ファンドに適用されるサステナブルな金融規制

1．S F D R

(中略)

S F D Rは、通達2009 / 65 / E CおよびA I F M Dに基づく開示要件を補足し、既存の法的規制上のU C I T SおよびA I F M Dの枠組みに統合されている。

(中略)

S F D R R T Sには、S F D Rの多くの規定に関する詳細な実施措置が含まれている。S F D R R T Sは、2つの主要分野、()投資判断の主な悪影響に関連して考慮すべき持続可能性要因のリストを導入すること、および()S F D R第8条および第9条により要求されている目論見書の開示事項のうち、関連する開示の比較可能性を高めるために所定のテンプレート形式で開示することを対象としている。

S F D R R T Sは、金融商品が化石ガスおよび/または原子力に投資するか否かを識別するための「イエス/ノー」の質問を追加することとなる、契約前および定期的な開示テンプレートの付属書類を含む新たなR T Sによって改正されている。

<訂正後>

(2024年2月付)

．定義

(中略)

A I F M D 通達2003 / 41 / E Cおよび通達2009 / 65 / E Cならびに規則(E C) 1060 / 2009および規則(E U) 1095 / 2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011 / 61 / E U (改正済)

(中略)

ベンチマーク規則 通達2008 / 48 / E Cおよび通達2014 / 17 / E Uならびに規則(E U) 596 / 2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドの業績を測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および理事会規則(E U) 2016 / 1011 (改正済)

(中略)

U C I T S 通達または譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(U C I T S)に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および理事会通達2009 / 65 / E C (改正済)

(中略)

．ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

(中略)

1) 規制されるルクセンブルグ投資ヴィークル

(中略)

b) UCI以外の投資ヴィークル

(中略)

- 変動資本を有する年金貯蓄会社および年金貯蓄組合の形態を有する退職金機関に関する2005年7月13日付改正法に基づく年金基金
- (その証券が一般に向けて継続的に発行される場合)証券化に関する2004年3月22日付改正法に基づく証券化のためのヴィークル

2) 規制されないルクセンブルグ投資ヴィークル

- (その証券が一般に向けて継続的に発行されない場合)証券化に関する2004年3月22日付改正法に基づく証券化のためのヴィークル

(中略)

- ルクセンブルグの商品法に基づかない、AIFとしての適格性を有するその他の規制されないルクセンブルグ投資ヴィークルの設定が可能

(中略)

UCITSおよびパート ファンドに適用される法令は、各種規則、CSSF通達およびFAQによって補足されているが、これらは本概要の一部ではない。

(中略)

. ルクセンブルグ投資信託の法制度と法的形態に関する基本構造

(中略)

3.1.2. FCPの受益証券の発行の仕組み

(中略)

- FCPの純資産額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、UCITSとしての適格性を有しているFCPの認可が得られてから6か月以内、またパート ファンドとしての適格性を有しているFCPの認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。

(中略)

3.1.3. 2010年12月17日法に基づくFCPの保管受託銀行

(中略)

- B. 保管受託銀行は、FCPの形態をとるUCITSおよび個人投資家向けパート ファンドに関して以下の業務を行わなければならない。

(中略)

- F. 保管受託銀行は、FCPおよびFCPの受益者に対して、保管受託銀行または上記Cのa)に基づく金融商品の保管を委託された第三者による紛失について責任を負うものとする。

保管されていた金融商品が紛失した場合、保管受託銀行は、同一の種類金融商品またはその相当額を、FCPを代理して行為する管理会社に対して、不当に遅滞することなく返還するものとする。保管受託銀行は、当該紛失が自らの合理的な支配を超えた外部の事象により生じたものであり、これに対抗するあらゆる合理的な努力を尽くしたとしてもその結果は不可避であったことを証明できる場合には責任を負わないものとする。

(中略)

H. 以下の場合、FCPに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行を選任する契約の条件に基づき、保管受託銀行が自主的に退任するか、または管理会社により保管受託銀行が解任された場合(契約には保管受託銀行の交代を可能にするための通知期間を定めなければならない。最後に保管受託銀行として行為した機関は、FCPの清算が終了するまで、FCPの様々な資産を保管するために必要なすべての口座を維持または開設する義務を含む、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じるものとする。)

(中略)

3.2.1.1. 2010年12月17日法に基づくSICAV

(中略)

2010年12月17日法パートの下で、SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社(société anonyme)として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年12月17日法によって廃止されない限度で適用される。

パート SICAVとは、ルクセンブルグ法に準拠した公開有限責任会社(société anonyme)、株式有限責任パートナーシップ(société en commandite par actions)、有限責任パートナーシップ(société en commandite simple)、特別有限責任パートナーシップ(société en commandite spéciale)、非公開有限責任会社(société à responsabilité limitée)または公開有限責任会社の形態をとる共同会社(société cooperative sous forme de société anonyme)の形態を採用し、かつ以下のすべてに該当する会社を意味するものと解釈される。

- 投資リスクを分散し、資産運用の成果を投資家にもたらすことを確保するために、会社の資金を資産に投資することを、その唯一の目的とすること。
- その証券またはパートナーシップ持分について、公募または私募により一般に公開されることが予定されていること。
- その規約またはパートナーシップ契約において、会社の資本金が常に会社の純資産と等しくなるものと規定されていること。

株式有限責任パートナーシップ、有限責任パートナーシップまたは特別有限責任パートナーシップの法的形態を採用したパート SICAVは、単独のAIFMにより運用されるものとする。かかるAIFMは、ルクセンブルグにおいて設立され、2013年7月12日法第2章に基づき認可されたAIFM、またはその他の加盟国もしくは第三国において設立され、AIFMD第章に基づき認可されたAIFM(SICAVが第三国に設立されたAIFMにより運用される場合は、AIFMD第66条第3項の適用を受けるものとする。)のいずれかであるものとする。

パート SICAVは、2010年12月17日法が適用を除外していない限り、商業会社に適用される一般規定、特に1915年法に従うものとする。

3.2.1.2. 2010年12月17日法に基づくSICAVの要件

(中略)

- パート SICAVは、株式プレミアムまたはパートナーシップ持分を構成する金額を加算した株式資本を備えなければならない、その額は125万ユーロ以上となる。かかる最低額はSICAV認可後12か月以内に達成されなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロに引き上げることができる。

(中略)

- 規約またはパートナーシップ契約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも証券またはパートナーシップ持分を発行することができる。
 - 規約またはパートナーシップ契約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて証券またはパートナーシップ持分を買い戻す。
 - U C I T Sおよびパート ファンドに関して、通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの証券またはパートナーシップ持分（注）を発行しない。
 - U C I T Sおよびパート ファンドについて、規約またはパートナーシップ契約（注）は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。U C I T Sに関しては、S I C A Vの資産評価は、規約に別段の定めがある場合を除き、証券取引所への正式上場が認められた証券については、最新の証券取引所の相場価格に基づくものとする（当該相場価格が代表的なものでない場合を除く。）。証券取引所に上場されていない証券および証券取引所に上場されているが最新の相場価格が代表的なものでない証券については、慎重かつ誠実に計算された実現可能価額に基づくものとする。パート ファンドについては、S I C A Vの資産評価は、規約またはパートナーシップ契約に別段の定めがある場合を除き、公正価値に基づくものとする。この公正価値は、規約またはパートナーシップ契約に定められた手続に従って決定される。
 - 規約またはパートナーシップ契約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えることなく、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。発行または買戻しが停止された場合、S I C A Vは遅滞なくC S S Fに通知しなければならない。また、他の加盟国でその受益証券を販売している場合には、当該加盟国の管轄当局に通知しなければならない。
S I C A Vの活動および運営に関する法令または規約もしくはパートナーシップ契約の規定が遵守されない場合には、C S S Fは、投資家の利益のために必要な場合、パート ファンドの買戻しを停止することができる。
以下の場合、証券またはパートナーシップ持分の発行および買戻しは禁止される。
a) S I C A Vが保管受託銀行を有しない期間
b) 保管受託銀行が清算、破産宣告、債権者との調整、支払停止もしくは管理下に置かれる、または類似の手続の対象となった場合
 - 規約またはパートナーシップ契約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する（U C I T Sについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート ファンドについては最低1か月に1回とする。）。
 - 規約またはパートナーシップ契約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。
 - S I C A Vの証券またはパートナーシップ持分は、無額面とする。
- （注）「パートナーシップ契約」および「パートナーシップ持分」とは、パートナーシップとして組成されたパート ファンドにのみ適用される。

3.2.2. 2010年12月17日法に基づくS I C A Vの保管受託銀行

（中略）

B . U C I T SおよびS I C A Vの形態の個人投資家向けパート ファンドに関して、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

（中略）

H . 以下の場合、S I C A Vに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行を選任する契約の条件に基づき、保管受託銀行が自主的に退任するか、またはS I C A Vにより保管受託銀行が解任された場合（契約には保管受託銀行の交代を可能にするための通知期間を定めなければならない。通知期間の終了までに新たな保管受託銀行が任命されない場合、C S S Fは2010年12月17日法第130条第1項に定めるリストからS I C A Vを削除する。最後に保管受託銀行として行為した機関は、S I C A Vの清算が終了するまで、S I C A Vの様々な資産を保管するために必要なすべての口座を維持または開設する義務を含む、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じるものとする。)

（中略）

3.2.3. 管理会社

(中略)

a) 指定された管理会社が自主的に退任するか、またはS I C A Vにより解任された場合。

(中略)

3.2.5. 管理会社を指定しない会社型U C I T Sの追加的要件

(中略)

(1) S I C A Vが、通達2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定しない場合、

(中略)

- S I C A Vの取締役は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を満たす少なくとも2名により決定されなければならない。「取締役」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。

(中略)

・ 2010年12月17日法に従うルクセンブルグのU C I T S

(中略)

3.1. ルクセンブルグに登録事務所を有するU C I T S管理会社が業務を行うための条件

(中略)

(8) C S S Fは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。

(中略)

- (b) (8) (a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。ただし、流動資産または短期的に容易に換金可能な資産に投資するものとし、投機的ポジションを含んではならない。

(中略)

- (f) 管理会社の経営陣は、十分に良好な評価を得ており、かつ、職務遂行に必要な専門的経験を有していなければならない。これは以下を意味する。

() 公開有限責任会社に関しては、取締役会の構成員、二層型の取締役会制度においては、監督委員会の構成員および、場合によっては、経営委員会の構成員(上記(c)に記載の者と異なる場合)

() その他の種別の会社については、法律および設立文書により管理会社を代表する機関の構成員

(中略)

(11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、上記(8)(f)に記載の管理会社の経営陣の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

(中略)

4.1.2. 投資家に提供すべき情報

(中略)

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各F C Pのために、目論見書およびK I Dならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに送付しなければならない。
- K I Dは、投資家がU C I T Sの受益証券/投資口の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

K I Dは、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合はこの限りではない。

(中略)

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書およびK I Dに記載された方法により入手できる。

(中略)

P R I I P s 規則は、2018年1月1日より適用され、2023年1月1日以降、U C I T Sは、P R I I P s K I Dを作成する必要がある。

(中略)

4.1.3. ルクセンブルグにおけるU C I T Sに適用される主な規制

(中略)

- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/44/EUを置き換える2010年12月22日付C S S F規則10-5(改正済)
- C S S F通達11/509を廃止した、ルクセンブルグの投資信託および投資ファンド運用会社がプレマーケティングおよびクロスボーダーマーケティングにおいて遵守すべき新たな通知および通知解除手続に関連するC S S F通達22/810

(中略)

- S F T規則(規則(EU)648/2012を改正する、証券金融取引および再利用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規則(EU)2015/2365)
- 規則(EU)648/2012(E M I R)に基づく報告に関するE S M Aガイドラインの適用に関するC S S F通達23/846

(中略)

4.2. ルクセンブルグにおけるU C I T Sに適用される追加的要件

(中略)

() 財務状況の報告および監査

（中略）

2010年12月17日法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その職務遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行にあたり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

リスクベースの監督を向上させる観点から、CSSFは、2021年12月末日に健全性およびマネーロンダリング/テロ資金供与の防止のための3つの通達を公表した。当該通達は、いわゆる「長文式報告書」の作成を要求した、UCITSおよびパート ファンドの監査人の業務に関する指針についての2002年12月6日付CSSF通達02/81に規定された要件の修正（および差替え）を行うものである。これらの通達は、改正された要件を他の規制対象事業体（SIF、SICARおよび投資ファンド運用会社）にも拡大して適用する。

（中略）

- CSSF通達21/789は、すべての認可された投資ファンド運用会社、自己管理型SICAVおよび自己管理型AIFを対象とした新しい自己評価調査（以下「SAQ」という。）を導入する。また、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対する新たな要件を導入し、マネジメントレターに適用される特別な規制枠組みを定義する。この通達は、CSSF通達23/839によって改正され、これにより2010年12月17日法第125 - 1条の適用を受ける第16章に基づく管理会社に対するCSSF通達21/789の適用範囲が明確にされ、またマネジメントレターの送付手続に関するCSSF通達18/698および19/708が廃止された。

（中略）

（ ） 刑事上の制裁およびその他の行政措置

（中略）

(11) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部的に違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

（ ） CSSFへの報告義務

CSSFへの定期的な報告に加えて、管理会社およびUCIは、健全性監督の目的でCSSFに送信されるべきアドホックな情報を含む多数の臨時報告義務に服する。

（中略）

4.3.1.1. FCPの強制的・自動的解散

- a) 管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、通知期間の終了まで、または2か月以内に後任が見付からない場合（下記b）の特定の状況の場合を除く。）

（中略）

4.3.1.2. SICAVについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

（中略）

- b) 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、SICAVの解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の証券またはパートナーシップ持分を保有する投資主によって決定される。

- c) 投資主総会は、資本金が資本最低額の3分の2または4分の1を下回ったことを確認してから40日以内に開催されるように招集されるものとする。
- d) S I C A Vの設立文書に総会に関する規定がない場合において、S I C A Vの資本金が法律で定められた最低額の3分の2を下回った場合には、取締役または経営陣は、遅滞なくC S S Fに通知するものとする。このような場合、C S S Fは状況を考慮し、取締役または経営陣に対し、S I C A Vを清算するよう要求することができる。
- その他の法的形態については、異なる清算手続が存在する場合がある。

(中略)

- . 2013年7月12日法に服するオルタナティブ投資ファンド

(中略)

1.2.2. その他管理会社 第16章に基づく管理会社

(中略)

- (2) C S S Fは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。2010年12月17日法第125 - 1条の規定の適用を受ける第16章に基づく管理会社の自己資金は、125,000ユーロの基準額または場合によりC S S F規則が定める最低基準額を下回ってはならない。しかし、そうなった場合、C S S Fは、正当な理由がある場合には、かかる管理会社はその状況を是正またはその活動を停止するための限定的な期間を認めることができる。

(中略)

- b) 上記a)に記載される自己資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。ただし、流動資産または短期的に容易に換金可能な資産に投資するものとし、投機的ポジションを含んではならない。
- c) 管理会社の経営陣の構成員は、十分に良好な評価を得ており、かつ、職務遂行に必要な専門的経験を有していなければならない。これは以下を意味する。
- () 公開有限責任会社に関しては、取締役会の構成員、二層型の取締役会制度においては、監督委員会の構成員および、場合によっては、経営委員会の構成員(会社を実質的に経営する者と異なる場合)
- () その他の種別の会社については、法律および設立文書により管理会社を代表する機関の構成員

(中略)

- (5) C S S Fは、以下の場合、第16章に基づく管理会社に付与した認可を取り消すことがある。

(中略)

- (7) 運用するU C Iの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) . 3.2項(5)に記載された行動規則は、第16章に基づく管理会社にも適用される。
- (9) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にC S S Fの承認を得なければならない。
- (10) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S Fから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

（中略）

1.3. 委託

（中略）

さらに、委託に関するC S S F通達18 / 698の規定を遵守しなければならない。

提携代理人

ルクセンブルグに設立されたA I F Mは、1993年法第1条第1項の定義する提携代理人を選任する権限を有する。

A I F Mが提携代理人の選任を決定した場合、A I F Mは、2013年7月12日法に基づき認められる行為の範囲内で、1993年法第37 - 8条に基づき投資会社に適用されるものと同一の規則を遵守しなければならない。

（中略）

1.4.3. C S S Fに対する報告義務

（中略）

上記1.4.2に言及される年次報告書に加え、A I F Mは要請に応じ、C S S Fに対して、自らが運用しているA I Fの
詳細なリストを四半期末毎に提出しなければならない。

C S S Fへの定期的な報告に加えて、A I F MおよびA I Fは、健全性監督の目的でC S S Fに送信されるべきアド
ホックな情報を含む多数の臨時報告義務に服する。

（中略）

2.1.3. 管理会社およびA I F M

すべてのパート ファンドは単独のA I F Mによって運用されなければならないが、かかるA I F Mは、ルクセンブ
ルグ内に設立され、2013年7月12日法第2章に基づき権限を得ているA I F Mまたはその他加盟国もしくは第三国に設
立され、A I F M第 章に基づき権限を得ているA I F Mであるものとする。

（中略）

2.1.4.2. 投資家に提供すべき情報

（中略）

P R I I P s 規則は、2018年1月1日より適用され、2023年1月1日以降、個人投資家に助言、募集または販売さ
れるパート ファンドは、P R I I P s K I Dを作成する必要がある。

（中略）

2.1.4.3. ルクセンブルグのパート ファンドに適用される追加的要件

（中略）

（ ）財務状況の報告および監査

（中略）

2010年12月17日法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認さ
れた法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認

された法定監査人は、その職務遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行にあたり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

リスクベースの監督を向上させる観点から、CSSFは、2021年12月末日に健全性およびマネーロンダリング/テロ資金供与の防止のための3つの通達を公表した。当該通達は、いわゆる「長文式報告書」の作成を要求した、UCITSおよびパートファンドの監査人の業務に関する指針についての2002年12月6日付CSSF通達02/81に規定された要件の修正(および差替え)を行うものである。これらの通達は、改正された要件を他の規制対象事業体(SIF、SICARおよび投資ファンド運用会社)にも拡大して適用する。

(中略)

- CSSF通達21/789は、すべての認可された投資ファンド運用会社、自己管理型SICAVおよび自己管理型AIFを対象とした新しい自己評価調査(以下「SAQ」という。)を導入する。また、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)に対する新たな要件を導入し、マネジメントレーターに適用される特別な規制枠組みを定義する。この通達は、CSSF通達23/839によって改正され、これにより2010年12月17日法第125 - 1条の適用を受ける第16章に基づく管理会社に対するCSSF通達21/789の適用範囲が明確にされ、またマネジメントレーターの送付手続に関するCSSF通達18/698および19/708が廃止された。

(中略)

ルクセンブルグの投資ファンドおよび投資ファンド運用会社に適用されるサステイナブルな金融規制

1. SFDR

(中略)

SFDRは、通達2009/65/ECおよびAIFMDに基づく開示要件を補足し、既存の法的規制上のUCITSおよびAIFMDの枠組みに統合されている。

さらに、SFDRはFMPに対し、その報酬に関する方針がサステナビリティ・リスクの組込みとどのように整合しているかについての情報を当該方針に記載し、その情報をウェブサイトで公開することを求めている。

(中略)

SFDR RTSには、SFDRの多くの規定に関する詳細な実施措置が含まれている。SFDR RTSは、2つの主要分野、()投資判断の主な悪影響(以下「PAI」という。)に関連して考慮すべき持続可能性要因のリストを導入すること、および()SFDR第8条および第9条により要求されている目録見書の開示事項のうち、関連する開示の比較可能性を高めるためにSFDR RTSの付属書類に規定されたテンプレート形式で開示することを対象としている。

SFDR RTSは、金融商品が化石ガスおよび/または原子力に投資するか否かを識別するための「イエス/ノー」の質問を追加することとなる、契約前および定期的な開示テンプレートの付属書類を含む新たなRTSによって改正されている。

UCITSおよびAIFの年次報告書については、FMPは、SFDR RTSの付属書類に規定されたテンプレートの形式で定期的な開示情報を記載しなければならない。

2023年12月4日、欧州監督機構はSFDR RTSの改正に関する最終報告書を公表した。変更の一部は、EU委員会によって義務づけられたものであったが、欧州監督機構は、現在施行されているSFDR RTSに認められる欠点に対処するため、その他にも多くの変更を行うことを決定した。主な変更点は以下のとおりである。

- ・ 社会的PAI指標の拡大
- ・ PAI開示の枠組みのその他の変更
- ・ 温室効果ガス(以下「GHG」という。)排出削減目標に関する新たな金融商品の開示
- ・ 主要な情報を簡潔にまとめた新しい「ダッシュボード」を含む、金融商品の開示テンプレートの改善と簡素化
- ・ 持続可能な投資がどのように「著しい損害を与えない」という原則を遵守しているかについての開示の強化
- ・ マルチ・オプション商品等の投資オプション付商品に関する規定の改訂

- ・ 持続可能な投資の計算の調整および機械で読み取り可能な形式での開示の作成義務を含む、その他の技術的変更

EU委員会はSFDR RTS草案を承認するか否かを3か月以内に決定する。EU委員会が改正SFDR RTSを承認した場合、理事会およびEU議会は、3か月以内に承認または棄却を決定する。

第4 その他

目論見書の記載事項

<訂正前>

- (1) 日本語の目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態等および目論見書の使用を開始する日を記載することがあります。また、日本語の目論見書の裏表紙に金融サービスの提供に関する法律に係る重要事項を記載することがあります。

(後略)

<訂正後>

- (1) 日本語の目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態等および目論見書の使用を開始する日を記載することがあります。また、日本語の目論見書の裏表紙に金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に係る重要事項を記載することがあります。

(後略)